

第3期 熊谷市子ども・子育て支援事業計画

～ こどもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～



令和7年3月

熊谷市

ごあいさつ



本市では、少子・高齢化が進む中、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが安心して暮らし、保護者も安心して子育てすることができる社会の実現に向けた子育て施策を推進してまいりました。第 1 期計画が満了を迎えた令和 2 年 3 月には、「第 2 期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進や相談支援体制の充実にも努めております。

この度策定する「第 3 期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」では、第 1 期及び第 2 期計画の考え方を継承しつつ、デジタル技術の発展やライフスタイルの多様化により変化するこどもや子育てに関する支援のニーズに対応するため、多様な価値観・考え方を尊重しながら安心して子育てができる環境整備や本市の全てのこども・青少年に関する施策の方向を示す計画としております。

この計画に基づき、地域の皆様、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、「親も子も笑顔が輝く熊谷」を目指し、こどもたちが未来に希望を持ちながら笑顔で暮らせるまちづくり・地域づくり及び子育て世代への支援策を今後も実施してまいりますので、皆様の一層の御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御助言をいただきました熊谷市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見聴取に御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

熊谷市長

小林 哲也

くまがやし こ けんしょう
熊谷市子ども憲章

こころ ひとりひとり じりつ けんしょう さだ
わたしたちは、心 のつながりを持ち、一人一人の自立をめざして、この 憲 章 を定めます。

ゆめ みらい
(夢・未来)

ゆめ きぼう みらい
夢や希望を持ち、すばらしい未来をつくれます。

ゆうじょう おも
(友 情 ・ 思いやり)

おも こころ わす あいて き も たいせつ
「ありがとう」と思いやりの 心 を忘れずに、相手の気持ちを大 切 にします。

かんきょう しぜん
(環 境 ・ 自然)

じぶん すす しぜん たいせつ
自分たちにできることを進んでおこない、自然を大 切 にします。

いのち じんけん
(命 ・ 人 権)

さべつ たす せいかつ
いじめや差別をなくして、みんなで助けあって生 活 します。

せきにん どりよく
(責 任 ・ 努 力)

じぶん こうどう せきにん もくひょう どりよく
自分のことばや行 動 に責 任 をもち、目 標 にむかって努 力 します。

(平成 18 年 5 月 5 日制定)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	3
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	6
5	計画の策定経過	6
	(1) アンケート調査等の実施	6
	(2) 会議の開催	6
	(3) パブリック・コメントの実施	6

第2章 子育て家庭を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	9
	(1) 人口の推移	9
	(2) 人口構成の推移	9
	(3) 世帯数・世帯当たりの人口の推移	10
	(4) 児童人口の推移	10
	(5) 児童人口の推計	11
2	出生の状況	12
	(1) 出生数の推移	12
	(2) 合計特殊出生率の推移	12
3	女性の労働力・婚姻の状況	13
	(1) 女性労働力率の推移	13
	(2) 未婚率の推移	14
4	ひとり親家庭の状況	16
	(1) 母子世帯数・人員数の推移	16
	(2) 父子世帯数・人員数の推移	16
5	幼児期の教育・保育の状況	17
	(1) 保育施設の入所児童数	17
	(2) 幼稚園の入園児童数	17
	(3) 放課後児童クラブの入室児童数	18
	(4) 地域子育て支援拠点の利用人数	18
6	相談の状況	19
	(1) 児童相談件数の推移	19
	(2) 養護相談の推移	19
7	アンケート調査の概要	20
	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査	20
	(2) 埼玉県子供の生活に関するアンケート調査	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	25
2 計画の視点	26
3 計画の基本目標	27
4 施策の体系	28

第4章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方	33
(1) 提供区域	33
(2) 認定区分と利用可能施設	33
2 計画の推進方策	34
(1) 教育・保育施設	34
(2) 地域子ども・子育て支援事業	36

第5章 施策の展開

基本目標1 子育てしやすい地域環境づくりの推進	49
(1) 地域における子育て支援の充実	49
(2) 保育の充実	54
(3) 保育所待機児童の解消	54
(4) こどもの安全の確保	55
基本目標2 母子の健康・医療の充実	56
(1) こどもや母親の健康の確保	56
(2) 小児医療体制の充実	58
(3) 食育の推進	59
(4) 思春期保健対策の充実	60
基本目標3 次代を見据えた教育環境の整備	61
(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	61
(2) 家庭教育への支援	64
(3) 地域の教育力の向上	65
(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	67
基本目標4 働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進	68
(1) 職業生活と家庭生活との両立支援	68
(2) 経済的負担の軽減	69
(3) こどもの権利擁護の推進	70
(4) 児童虐待防止対策の充実	72
基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	74
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	74
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	76
(3) 障害児施策の充実	77

第6章 計画の推進に向けて

1 計画等の推進指標.....	83
2 計画の推進体制.....	84
3 計画の進捗管理.....	84

資料編

1 第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価.....	87
(1) 教育・保育施設.....	87
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	90
(3) 体系別の施策の評価.....	94
2 アンケート調査結果.....	114
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）.....	114
(2) 埼玉県子供の生活に関する調査結果（抜粋）.....	119
3 計画策定の過程.....	128
4 熊谷市児童福祉審議会条例.....	129
5 熊谷市児童福祉審議会委員名簿.....	131
6 用語集.....	132

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

次代を担うこどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年、少子高齢化、核家族化の進行、社会環境の変化等、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてきました。

わが国では、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すとしており、令和2年3月には、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置付け、本市のこども・青少年に関する施策等の関連分野の計画との整合性を図りつつ、一体的に「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢に対応したこども・子育て支援をより一層充実させるよう努めてきました。

その後、令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響があり、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況であるとして、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきとされており、また、令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、全てのこども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すとされています。

さらに、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において示された「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部が改正されました。今後、ライフステージを通じた子育てに関する経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援等の拡充を実現するため、切れ目のない「こども・子育て支援」を推進することとなります。

こうした中、「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」が満了することに伴い、これまでの取組などの評価を踏まえ、より効果的に施策を展開するため、「第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした福祉分野の部門別計画として位置付け、本市の関連分野の計画と整合性を図りつつ策定します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置付け、本市のこども・青少年に関する施策について、幅広く取り組むものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

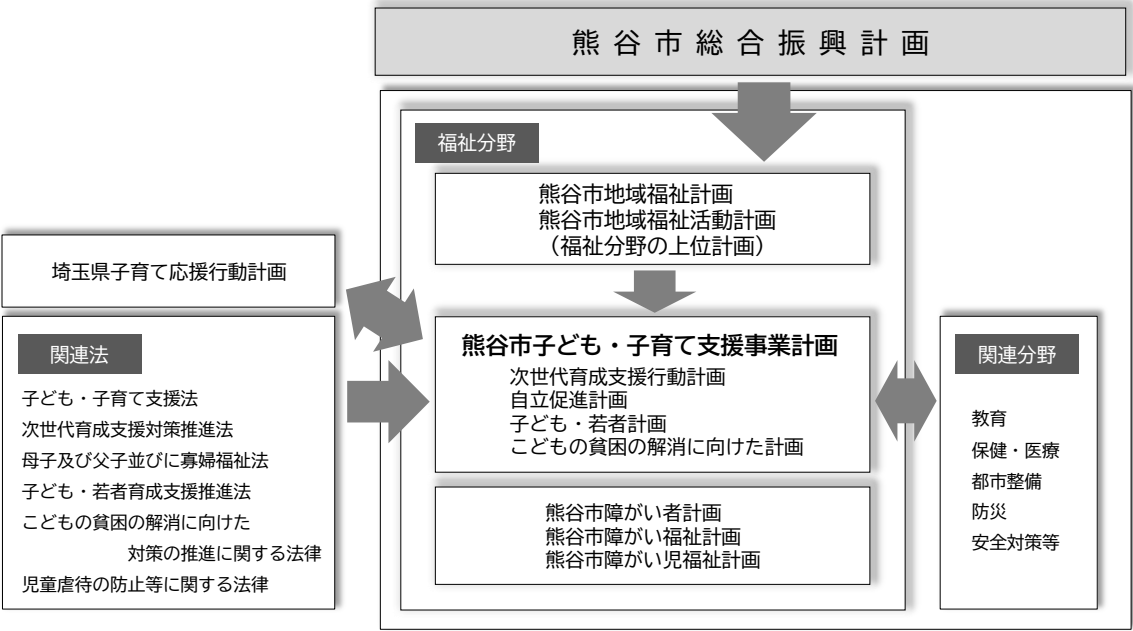
（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

■計画の位置付け



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の子どもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

5 計画の策定経過

アンケート調査等の実施や審議会の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し、計画策定を推進する体制としました。

(1) アンケート調査等の実施

子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 会議の開催

熊谷市議会議員、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「熊谷市児童福祉審議会」を「子ども・子育て会議」に位置付け、計画内容を審議しました。

(3) パブリック・コメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

実施期間	令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月20日（月）
公表方法	市のホームページに掲載するほか、こども課(市役所4階)、情報公開コーナー(市役所7階)、各行政センター福祉担当係において公表
意見提出方法	1 「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法 2 電子申請システムを使用して意見を送信する方法

第 2 章 子育て家庭を取り巻く状況

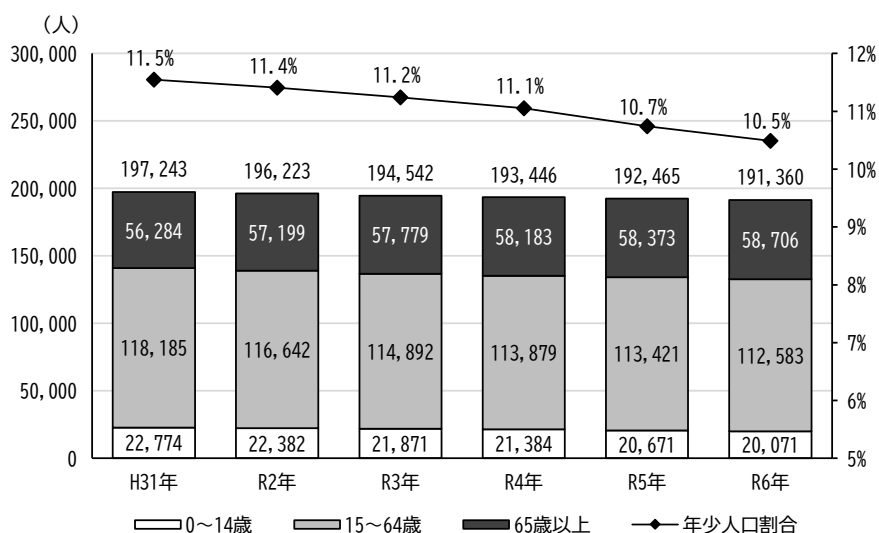
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口はともに年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。

平成31年と令和6年を比較すると、総人口は5,883人減少しています。

■人口



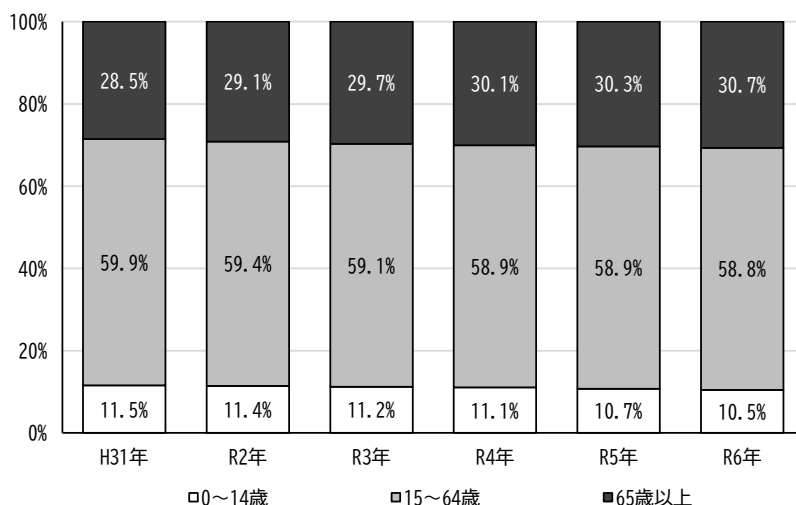
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 人口構成の推移

本市の人口構成割合は、平成31年と令和6年で比較すると、0歳から14歳までの年少人口割合で11.5%から10.5%へと1.0ポイント減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口割合で59.9%から58.8%へと1.1ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口割合は、28.5%から30.7%へと2.2ポイント上昇しています。

■人口構成

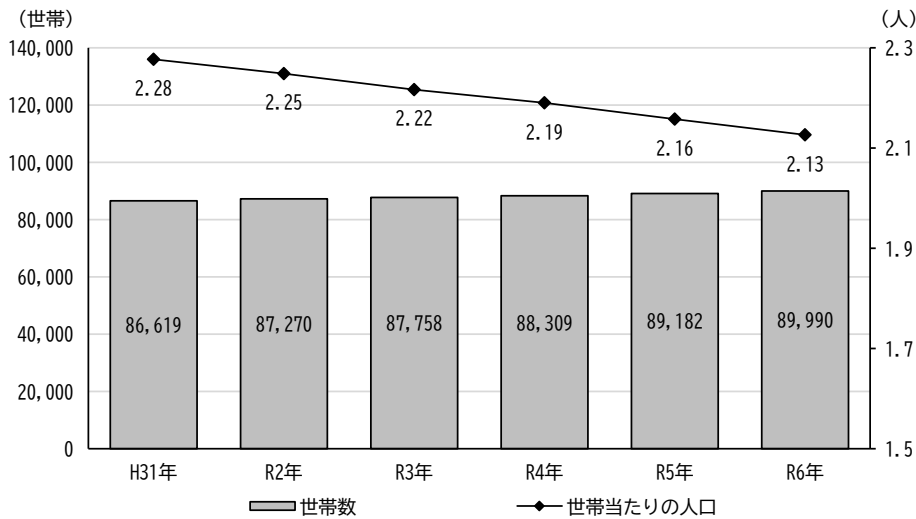


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 世帯数・世帯当たりの人口の推移

本市の総世帯数は、年々増加しており、世帯当たりの人口は、年々減少しています。
平成 31 年と令和 6 年を比較すると、世帯数は 3,371 世帯増加し、世帯当たりの人口は 0.15 人減少しています。

■世帯数・世帯当たりの人口

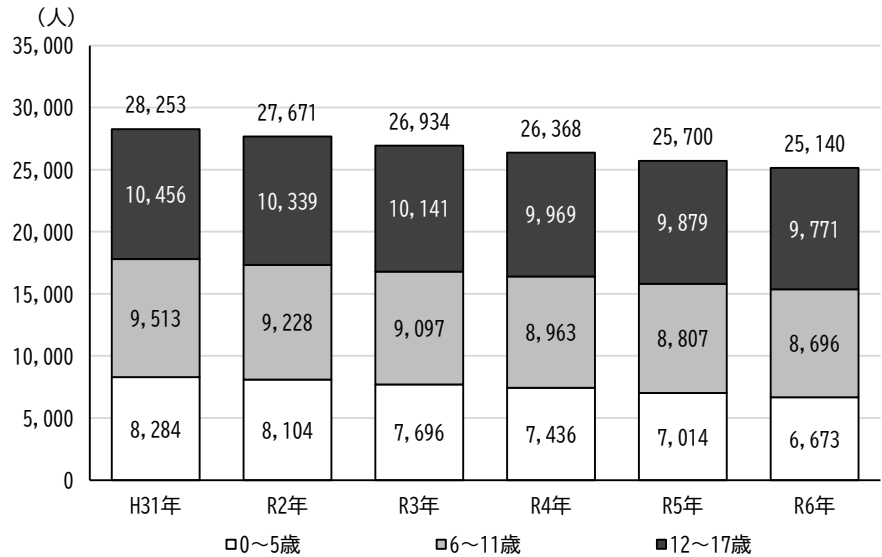


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 児童人口の推移

本市の0歳から17歳までの児童人口は、年々減少しており、平成31年と令和6年を比較すると3,113人減少しています。

■児童人口

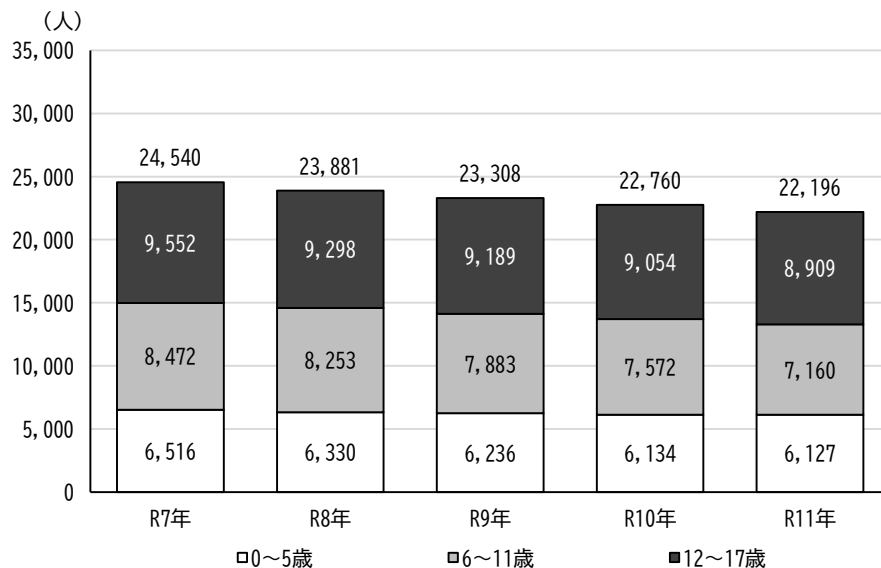


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(5) 児童人口の推計

計画期間中における本市の0歳から17歳までの児童人口の推計は、年々減少すると見込まれており、令和7年から令和11年にかけて2,344人減少すると見込まれます。

■児童人口（推計）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法※を用いて推計

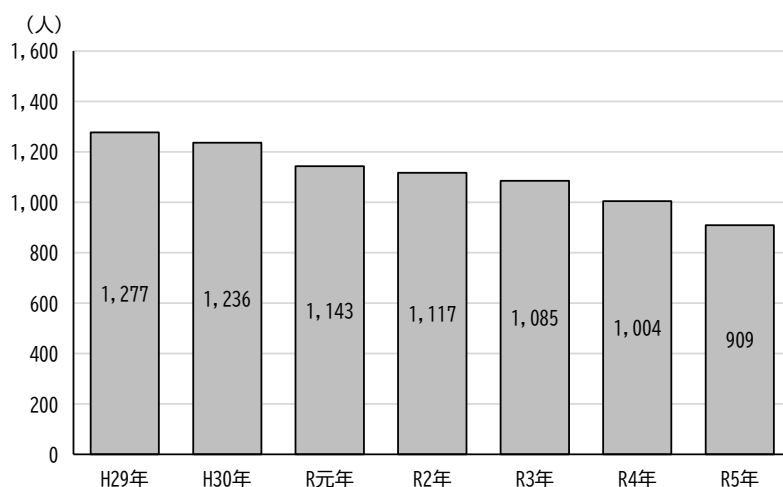
※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、平成 29 年から令和 5 年までの推移をみると、年々減少しており、令和 5 年では前年と比較して 95 人減の 909 人となっています。

■出生数

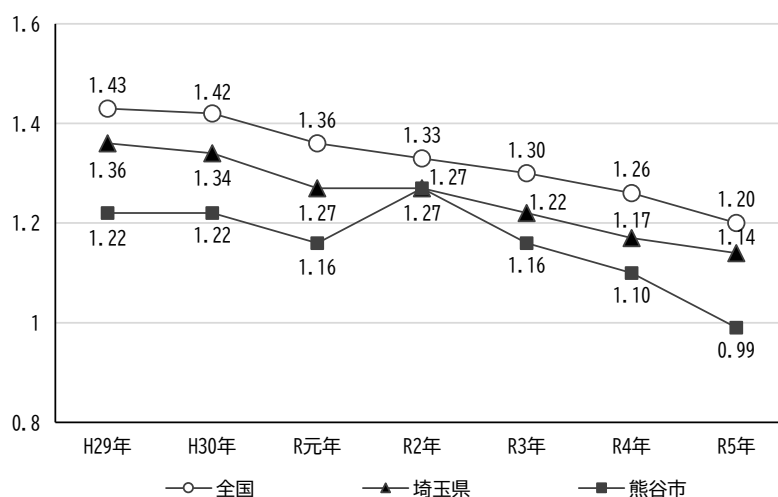


資料：埼玉県の人口動態概況

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、減少傾向となっており、令和 5 年は 0.99 となっています。また、埼玉県・全国と比較すると、本市は令和 2 年を除き毎年下回っています。

■合計特殊出生率



資料：埼玉県の合計特殊出生率

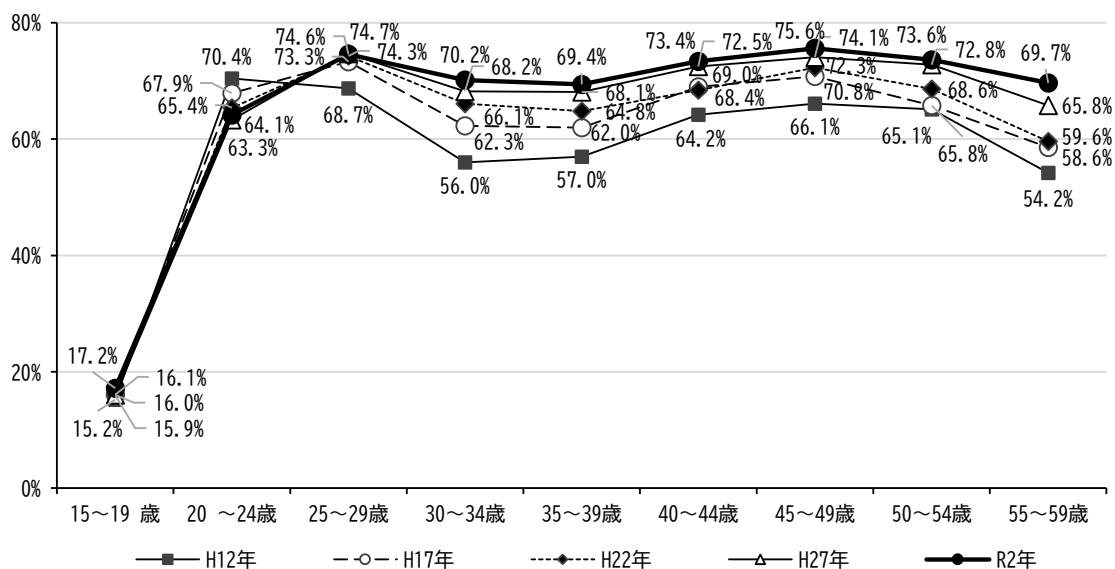
※「合計特殊出生率」とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。1 人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを表す数値です。

3 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性労働力率の推移

本市の女性の年代別労働力率※をみると、20歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることが見て取れます。

■女性労働力率



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
15～19 歳	15.2%	16.1%	15.9%	16.0%	17.2%
20～24歳	70.4%	67.9%	65.4%	63.3%	64.1%
25～29歳	68.7%	73.3%	74.3%	74.7%	74.6%
30～34歳	56.0%	62.3%	66.1%	68.2%	70.2%
35～39歳	57.0%	62.0%	64.8%	68.1%	69.4%
40～44歳	64.2%	69.0%	68.4%	72.5%	73.4%
45～49歳	66.1%	70.8%	72.3%	74.1%	75.6%
50～54歳	65.1%	65.8%	68.6%	72.8%	73.6%
55～59歳	54.2%	58.6%	59.6%	65.8%	69.7%

資料：国勢調査

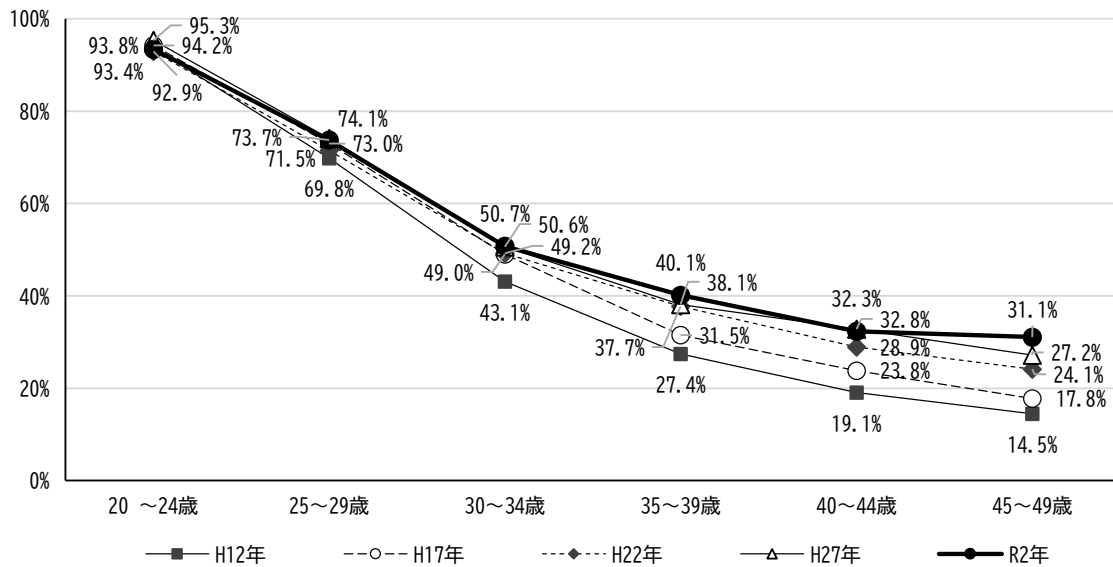
※「労働力率」とは、生産年齢人口に占める労働力人口の比率のことです。

第2章 子育て家庭を取り巻く状況

(2) 未婚率の推移

本市の男性の未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年の20年間で、未婚率が最も上昇した年代は、45歳から49歳で14.5%から31.1%へと16.6ポイント、次いで40歳から44歳で19.1%から32.3%へと13.2ポイント、35歳から39歳で27.4%から40.1%へと12.7ポイント上昇しています。

■未婚率（男性）

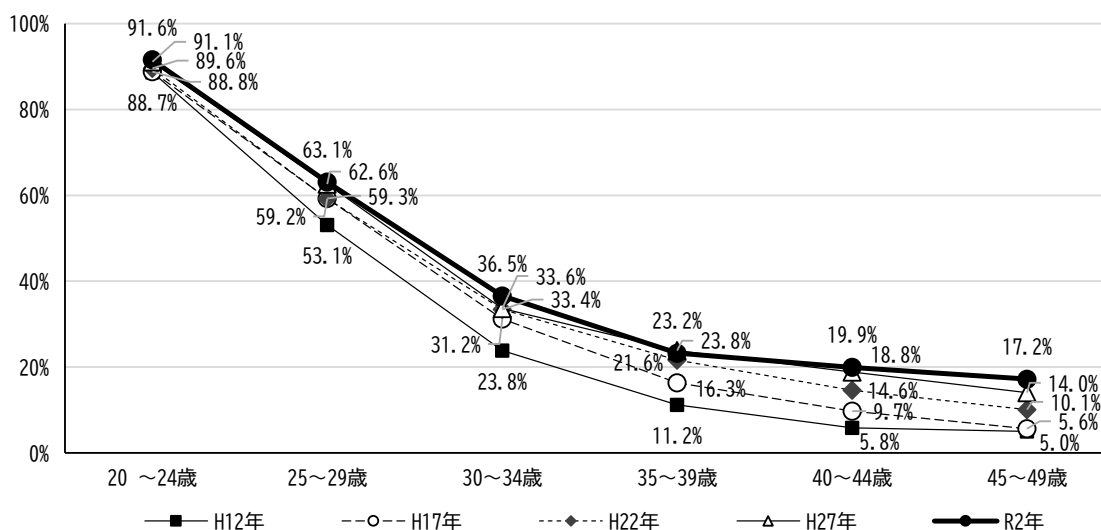


	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
20～24歳	93.8%	94.2%	92.9%	95.3%	93.4%
25～29歳	69.8%	73.0%	71.5%	74.1%	73.7%
30～34歳	43.1%	49.0%	49.2%	50.6%	50.7%
35～39歳	27.4%	31.5%	37.7%	38.1%	40.1%
40～44歳	19.1%	23.8%	28.9%	32.8%	32.3%
45～49歳	14.5%	17.8%	24.1%	27.2%	31.1%

資料：国勢調査

本市の女性の未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年の20年間で、未婚率が最も上昇した年代は、40歳から44歳で5.8%から19.9%へと14.1ポイント、次いで30歳から34歳で23.8%から36.5%へと12.7ポイント、45歳から49歳で5.0%から17.2%へと12.2ポイント、35歳から39歳で11.2%から23.2%へと12.0ポイント上昇しています。

■未婚率（女性）



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
20～24歳	88.7%	88.8%	89.6%	91.1%	91.6%
25～29歳	53.1%	59.3%	59.2%	62.6%	63.1%
30～34歳	23.8%	31.2%	33.4%	33.6%	36.5%
35～39歳	11.2%	16.3%	21.6%	23.8%	23.2%
40～44歳	5.8%	9.7%	14.6%	18.8%	19.9%
45～49歳	5.0%	5.6%	10.1%	14.0%	17.2%

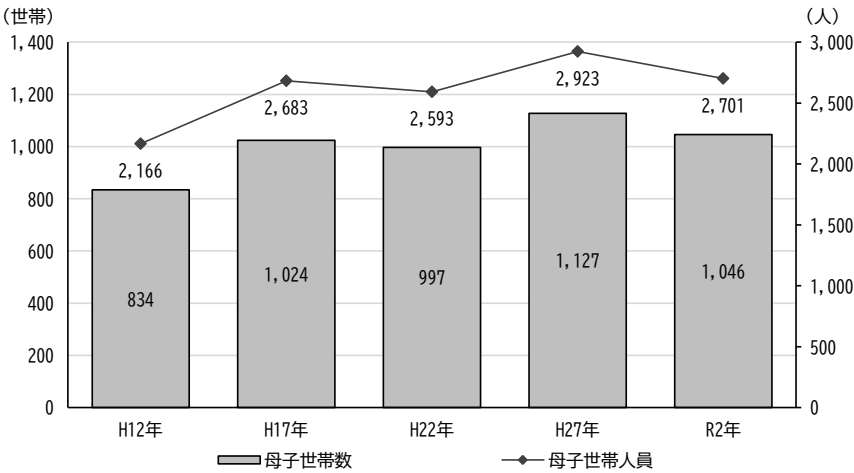
資料：国勢調査

4 ひとり親家庭の状況

(1) 母子世帯数・人員数の推移

本市の母子世帯数と人員数は、年々増減を繰り返していますが、平成12年と令和2年を比較すると、世帯数は212世帯、世帯人員は535人増加しています。

■母子世帯数・人員数

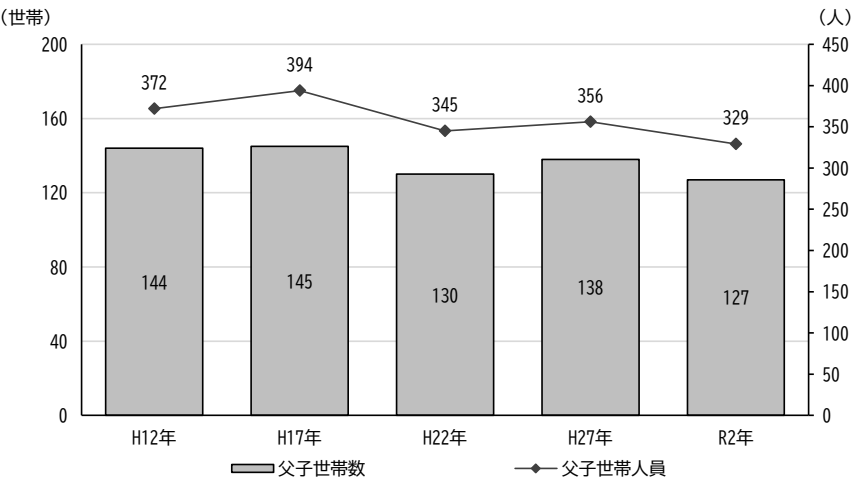


資料：国勢調査

(2) 父子世帯数・人員数の推移

本市の父子世帯数と人員数は、年々増減を繰り返していますが、平成12年と令和2年を比較すると、世帯数は17世帯、世帯人員は43人減少しています。

■父子世帯数・人員数



資料：国勢調査

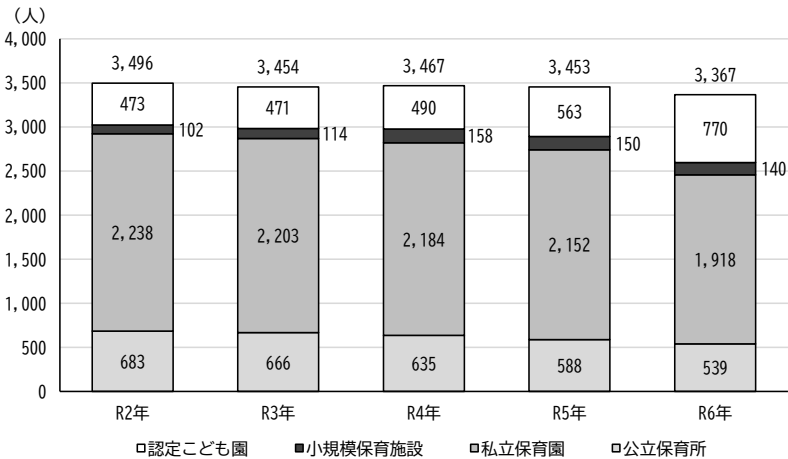
5 幼児期の教育・保育の状況

(1) 保育施設の入所児童数

令和6年4月1日現在の各保育所の入所児童数は、公立保育所が539人、私立保育所が1,918人、小規模保育施設が140人、認定こども園が770人となっています。

令和2年と令和6年を比較すると、公立保育所は144人、私立保育所は320人減少している一方で、小規模保育施設は38人、認定こども園は297人増加しています。

■入所児童数



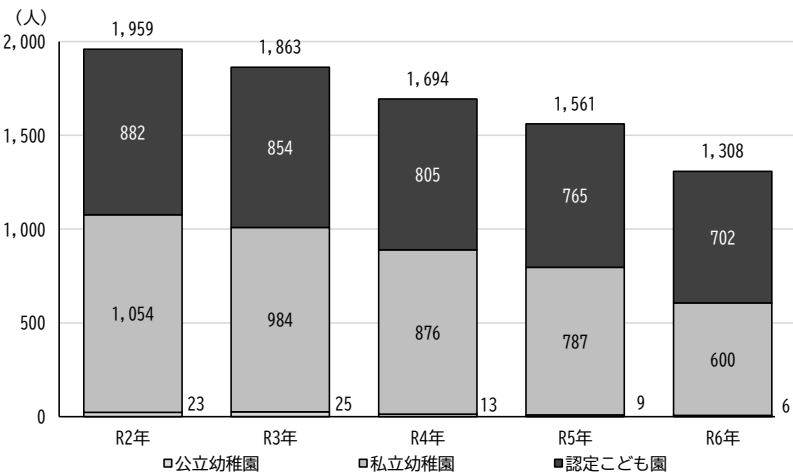
資料：保育課（各年4月1日）

(2) 幼稚園の入園児童数

令和6年5月1日現在の各幼稚園の入園児童数は、公立幼稚園が6人、私立幼稚園が600人、認定こども園が702人となっています。

令和2年と令和6年を比較すると、公立幼稚園は17人、私立幼稚園は454人、認定こども園は180人減少しています。

■入園児童数

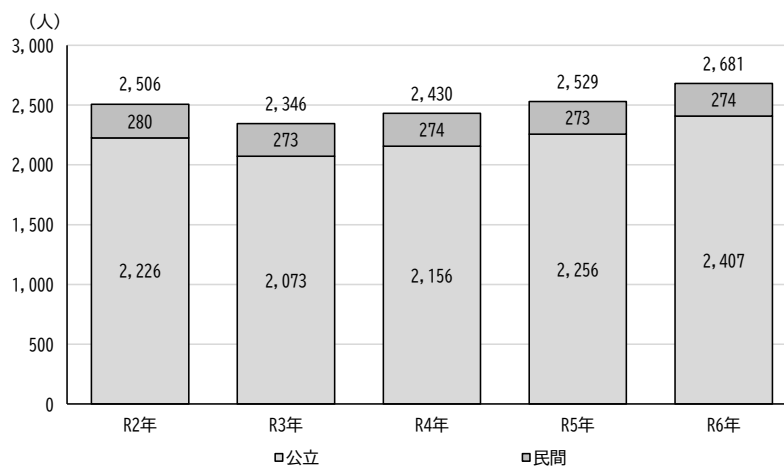


資料：学校基本調査、保育課（各年5月1日）

(3) 放課後児童クラブの入室児童数

放課後児童クラブの入室児童数は、新型コロナウイルス感染症による影響により令和3年に減少しましたが、その後増加傾向となっており、令和6年は2,681人となっています。

■入室児童数

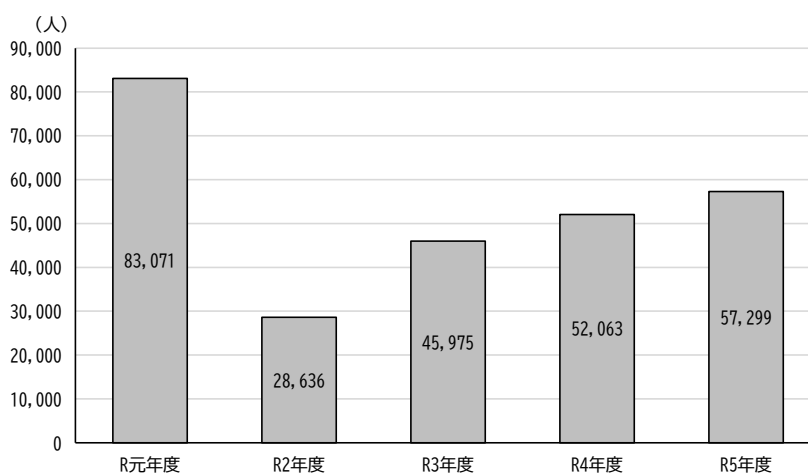


資料：保育課（各年5月1日）

(4) 地域子育て支援拠点の利用人数

地域子育て支援拠点の利用人数（延べ利用人数）は、令和元年度は83,071人でしたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しました。新型コロナウイルス感染症の流行が収まると徐々に復調し、令和2年度と令和5年度を比較すると、28,663人の増加となりました。

■延べ利用人数



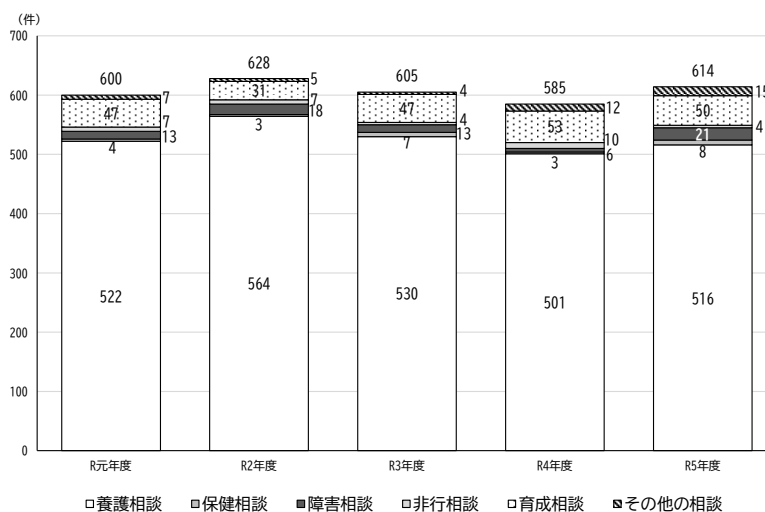
資料：こども課（各年度末）

6 相談の状況

(1) 児童相談件数の推移

本市の児童相談件数は、年々増減を繰り返していますが、令和5年度は614件となっています。相談内容の内訳は、養護相談が516件と最も多くなっています。

■相談件数

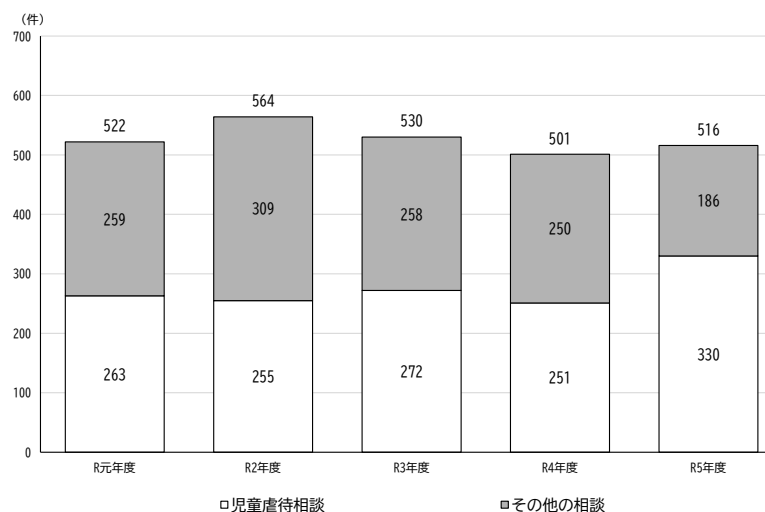


資料：こども課（各年度末）

(2) 養護相談の推移

本市の養護相談の件数は、年々増減を繰り返していますが、令和5年度は516件となっています。養護相談内容の内訳は、児童虐待相談が330件と多くっており、その他の相談が186件となっています。

■養護相談件数



資料：こども課（各年度末）

7 アンケート調査の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定に向けて、教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

ア. 実施概要

調査地域：熊谷市全域

調査方法：郵送による調査依頼文の配布、Webによる回答

調査時期：令和6年2月28日（水）～ 令和6年3月15日（金）

調査対象：熊谷市内にお住まいで0歳から小学生のこどもを持つ保護者

イ. 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童の保護者	2,000 件	1,103 件	55.2%
5 歳以上児童 (小学生) の保護者	1,000 件	567 件	56.7%
合計	3,000 件	1,670 件	55.7%

※小数点第2位を四捨五入

ウ. 対象事業

このアンケート調査に基づいて、第4章「教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策」について、検討しました。

エ. 分析結果から考察される主な課題

- ・保護者の就労状況について、父親は「就学前児童」、「5歳以上児童」とともに9割以上がフルタイムで働いている一方で、母親がフルタイムで働いている割合は、「就学前児童」が46.8%、「5歳以上児童」が38.0%となっており、仕事と育児の両立の難しさがあると考えられる。
- ・市で実施している事業の認知度と利用意向について、「知っている事業はない」が1.0%と子育て支援に関する事業の認知度の割に、「利用したい事業はない」が19.2%と高くなっている。必要と感じていない、事業自体の魅力が低いのか等の理由が考えられる。
- ・本市における子育て環境や支援への満足度について、「就学前児童」、「5歳以上児童」とともに「満足」と「ほぼ満足」を合わせると23.8%であり、「不満」「やや不満」は、「就学前児童」は31.3%、「5歳以上児童」は24.9%となっており、不満と感じている割合が満足と感じている割合を上回っている。今後、更なる子育て環境、支援の充実が期待されている。

(2) 埼玉県子供の生活に関するアンケート調査

本計画の策定に当たっては、様々な境遇の児童・保護者の意見を把握するため、埼玉県全体の調査結果を活用しました。その上で、熊谷市の児童・保護者の回答を抽出・分析し、地域性を踏まえたものになっています。

埼玉県が「子育て応援行動計画」の見直しデータとして活用するため、本市を含めた6市3町の小学5年生の児童、中学2年生の生徒とそれぞれの保護者を対象として貧困の実態把握等に関するアンケート調査を実施しました。

ア. 実施概要

調査対象：公立小学校第5学年児童とその保護者（対象17校）

公立中学校第2学年生徒とその保護者（対象12校）

調査方法：小学校・中学校経由でアンケート票を配布・回収

調査時期：令和5年7月12日（水）～ 令和5年7月31日（月）

イ. 回収結果

調査種類		配布件数	回収件数	有効回収件数	有効回収率
小学5年生	児童	1,004件	902件	899件	89.5%
	保護者	1,004件	764件	757件	75.4%
中学2年生	生徒	1,227件	855件	855件	69.7%
	保護者	1,227件	700件	698件	56.9%

※小数点第2位を四捨五入

ウ. 分析結果から考察される主な課題

- ・学習習慣や成績に対する生活状況による影響は、年齢が高くなるほど大きくなっており、中学2年生では、世帯収入が低いほど成績や授業の理解度も低くなっている傾向がある。
- ・食事に対する生活状況による影響は、世帯収入が低いほど「毎日食べる（週7日）」割合が低くなっている。また、就寝時間に対する生活状況による影響はほとんどみられない。
- ・人間関係に対する生活状況による影響は、困ったときに相談できる相手として、生活状況に関わらず「親」や「学校の友達」の割合が高くなっている。また、小学5年生では「きょうだい」や「学校外の友達」、中学2年生では「ネットで知り合った人」の割合が高い傾向にあり、犯罪等に巻き込まれる等の影響が懸念される。
- ・世帯収入が低いほど生活満足度も低くなっており、生活状況が精神状態や生活満足度に影響し自己肯定感の低下につながっていると考えられる。
- ・各支援の利用者は、「友だちが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」など、6割以上が何らかの変化があったと感じており、今後もこどもの居場所等の支援の充実が重要であると考えられる。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、上位計画である「第2次熊谷市総合振興計画（後期基本計画）」、「第4次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」及び令和5年12月22日に閣議決定された、こども基本法に基づく「こども大綱」の基本方針を踏まえ、全てのこどもが安心して生活ができ、親も安心して子育てができるよう、行政と市民が一体となってこども及び子育て家庭を支援していきます。

基本理念1 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念2 社会とつながり、地域で支える子育てにやさしい地域環境づくり

基本理念3 こどもが持つ潜在能力を引き出し、健やかな成長を促す成育環境づくり

（1）全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育てと就労の両立を望む親が、自らの意欲や能力を持って多様な働き方が選択できる柔軟な社会体制、経済的・精神的に安心して子育てができる支援体制の構築が望まれています。家庭の形が変化する中で、全ての子育て家庭に対し、切れ目のない支援ができる子育て環境づくりを進めていきます。

（2）社会とつながり、地域で支える子育てにやさしい地域環境づくり

地域コミュニティが希薄化する中で、子育て中の孤独・孤立が社会問題化していますが、熊谷市内には、子育てに関する地域の相談機関や「こどもの居場所」を支援する活動団体などが多数あります。市民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制を構築し、子育てにやさしい地域環境づくりを進めていきます。

（3）こどもが持つ潜在能力を引き出し、健やかな成長を促す成育環境づくり

こどもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりを通して豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。こどもに学習の機会、体験の機会を提供し、こどもが自分自身の持つ能力に気づくことのできる環境づくり、それぞれのこどもが持つ能力を伸ばせる環境づくりを進めていきます。

2 計画の視点

本計画においては、第2期計画の9つの基本的視点を取り入れ、こども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、こども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

(1) こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を進めます。

(2) 次代の親の育成という視点

豊かな人間性を育み、次代の親として自立できるよう、長期的視点に立ち、こどもの健全育成のための取組を進めます。

(3) サービス利用者の視点

社会及び生活環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者ニーズも多様化しているため、それらのニーズに柔軟に対応できるよう利用者の視点に立った取組を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

保護者は、子育てにおいて第一義的責任を有するという基本認識の下、企業や行政、地域社会が一体的にこどもと家庭を支えていくことができるよう取組を進めます。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、働き方の見直しを推進していくためにも、企業をはじめとし社会全体で子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取組を進めます。

(6) 全てのこどもと家庭への支援の視点

貧困や虐待等の社会的養護を必要とするこどもの増加に対して、個々で抱えている問題に対応できるよう体制整備を推進し、こどもと家庭への包括的な支援を進めます。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の関係団体や民間事業者、各種公共施設等の地域における様々な社会資源を有効に活用し、多様化するニーズに対応できるような取組を進めます。

(8) サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービスの質と量を適切に確保することや、人材の資質向上、社会資源の整備の推進、情報公開やサービス評価等の取組を包括的に進めます。

(9) 地域特性の視点

地域によって利用者ニーズは異なることから、市及び地域の現状を踏まえた実行性のある取組を効果的に進めます。

3 計画の基本目標

3つの基本理念を実現するため、引き続き第2期計画の9つの基本的視点を取り入れた5つの基本目標を設定し、第2期計画の評価等を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標1 子育てしやすい地域環境づくりの推進

地域の育成力を高めるため、地域全体でこどもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、こどもたちの声を聞き、自主的な活動ができるよう安全・安心な居場所づくりを促進し、こどもの育ちを身近な地域で支えあえる体制づくりを推進します。

基本目標2 母子の健康・医療の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、育児不安等の様々な問題に対応するため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育、医療の充実、食育の推進、また、こどもの思春期における保健教育等の充実を図ります。

基本目標3 次代を見据えた教育環境の整備

こどもの豊かな感性を育み、基本的な生活習慣が定着するよう地域や自然とのふれあいなどを大切に、こどもたちが自らを律し他者とも協調を図りながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身に付けられるよう教育力向上のための取組を推進します。

基本目標4 働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境を整備し意識啓発を図るとともに、安全で安心な暮らしができるようこどもの権利擁護を推進します。

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するとともに、児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族へ、きめ細かな支援を推進します。

4 施策の体系

【基本目標】	【政策】	【施策】
第1章 第2章 【基本目標1】 の地域子育て支援の推進	(1) 地域における子育て支援の充実	① 相談・情報提供の充実
		② 子育て支援の拠点整備・活動支援
		③ 児童の養育支援の充実
		④ 安全・安心のまちづくりの推進
		⑤ 住環境の支援
	(2) 保育の充実	① 多様な保育の充実
		② 保育の資質向上
	(3) 保育所待機児童の解消	① 保育所待機児童の解消
第3章 第4章 【基本目標2】 ・母子医療の健康充実	(1) こどもや母親の健康の確保	① 母子保健事業の推進
		② 人材の育成
	(2) 小児医療体制の充実	① 小児救急医療体制の充実
		② こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
	(3) 食育の推進	① 妊娠期からの食育の推進
		② 食育の推進
	(4) 思春期保健対策の充実	① こどもの心と体の健康支援
		② 地域保健と学校の連携による健康教育の実施
		③ 喫煙や薬物乱用に関する対策
第5章 第6章 【基本目標3】 次代を見据えた教育環境の整備	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	① 確かな学力の向上
		② 豊かな心と健やかな体の育成
		③ 信頼される学校づくりの推進
		④ 乳幼児教育の充実
		⑤ 指導者の育成促進
	(2) 家庭教育への支援	① 家庭教育に関する学習機会の充実
		② こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
	(3) 地域の教育力の向上	① 居場所づくりの推進
		② 各種交流活動の充実
		③ 文化・芸術活動の促進
		④ 読書活動の促進
		⑤ スポーツ・レクリエーション活動の充実
		⑥ 自然体験の機会づくりの推進
		⑦ ボランティア活動等の推進
	(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

【基本目標】	【政策】	【施策】
【基本目標4】 この働き方の改革の推進、 子どもの権利擁護の推進	(1) 職業生活と家庭生活との両立支援	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し
		② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	(2) 経済的負担の軽減	① 経済的負担の軽減
	(3) こどもの権利擁護の推進	① 熊谷市子ども憲章の普及・啓発
		② 人権教育・人権保育の充実
		③ 相談体制の充実
	(4) 児童虐待防止対策の充実	① 虐待の早期発見・予防対策の推進
		② 相談・情報提供の充実
		③ 心のケアが必要な家庭への支援
		④ ヤングケアラー支援の推進
		⑤ 里親制度の啓発
【基本目標5】 この子どもへの支援の推進、 子どもの貧困の解消	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	① 生活の安定に資するための支援
		② 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援
		③ 経済的支援
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	① ひとり親家庭の自立支援の推進
	(3) 障害児施策の充実	① 障害児保育の充実
		② 居宅における障害児の養育支援
		③ 障害児の療育の充実
		④ リハビリテーションの充実
		⑤ 放課後等における居場所の確保
		⑥ 特別支援教育の充実
		⑦ 各種支援制度の充実

第 4 章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

(1) 提供区域

教育・保育事業等の提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。以下の事項を考慮し、市全体を1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、居住地域にとらわれず、広域的に利用されている。
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択することができる。
- ・居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができる。

(2) 認定区分と利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
教育・保育認定等	教育標準時間認定 (幼稚園等での教育を希望)	保育認定 (「保育が必要な事由」 に該当し、保育所等での 保育を希望)	保育認定 (「保育が必要な事由」 に該当し、保育所等での 保育を希望)
利用可能施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育※

※「地域型保育」とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称です。

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設

増大する保育ニーズに対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量 の 見 込 み	1号認定 (満3歳以上、 保育の必要性なし、 学校教育のみ)	1,697	1,593	1,511	1,477	1,490
イ 確 保 方 策	認定こども園	981	1,131	1,131	1,131	1,131
	幼稚園	170	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園※	1,805	1,525	1,350	1,350	1,350
	計	2,956	2,756	2,581	2,581	2,581
イーア		1,259	1,163	1,070	1,104	1,091

※2号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定の確保方策として考えます。

※「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

②認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量 の 見 込 み	2号認定 (満3歳以上、 保育の必要性あり)	1,944	1,826	1,731	1,693	1,708
イ 確 保 方 策	認定こども園	585	600	600	600	600
	保育所	1,855	1,783	1,783	1,783	1,783
	計	2,440	2,383	2,383	2,383	2,383
イーア		496	557	652	690	675

③認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

（単位：人）

		R7 年度			R8 年度			R9 年度			R10 年度			R11 年度		
		0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
ア	量の 見込み	294	507	574	291	517	584	288	539	610	285	534	603	280	528	598
	3号認定 (満3歳 未満、 保育の 必要性 あり)															
イ	認定こ ども園	44	87	110	44	92	115	44	92	115	44	92	115	44	92	115
	保育所	248	381	440	240	374	437	240	374	437	240	374	437	238	376	437
	特定地 域型保 育事業※	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68
	認可外 保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	333	528	618	325	526	620	325	526	620	325	526	620	323	528	620
イーア		39	21	44	34	9	36	37	-13	10	40	-8	17	43	0	22

※子ども・子育て支援事業計画における提供体制は、入所の円滑化（定員の弾力化）を考慮せず、定員において量の見込みに対応するものです。このため、計画上の量の見込みと提供体制の差がそのまま待機児童となるものではありません。

※「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員19人以下で満3歳未満児を対象とする事業です。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

教育・保育施設の令和7年度末時点での定員数は、6,875人（1号認定2,956人、2号認定2,440人、3号認定1,479人）と見込まれ、見込量（5,016人）を1,859人上回っています。認定区分ごとでは、1号認定が1,259人、2号認定が496人、3号認定が104人上回っていますが、育児休業制度に伴う1歳児の利用ニーズの増加が見込まれることから、各年度の今後の入園（所）実数等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行、保育所の改修等や特定地域型保育事業を新たに認可すること等により、3号認定の定員増を図り、待機児童ゼロの継続を目指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、こども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量 の 見 込 み	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
	計（か所）	8	9	9	9	9
イ 確 保 方 策	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
	計（か所）	8	9	9	9	9
イーア		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

子育て家庭及び妊婦・産婦の個々の状況を把握し、施設や事業等の適切な利用支援、関係機関との連絡調整等を実施するため、専門資格を有するコーディネーター等を配置しています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

■基本型 4か所（令和8年度から5か所）

地域子育て支援拠点に併設した相談室（3か所）/子育て支援コーディネーター

くまっこるーむ（本庁舎6階）/子育て支援コーディネーター

※令和8年4月から熊谷市子育て支援・保健拠点施設内（仮称）こどもセンター内に1か所増設予定）/子育て支援コーディネーター

■特定型 1か所

保育コンシェルジュ（保育課内）

■こども家庭センター型 3か所

子育て支援総合窓口（こども課【こども家庭センター】内）

くまっこるーむ（本庁舎6階）/母子保健コーディネーター（助産師）

くまっこるーむ母子健（令和8年度より母子健康センター内から子育て支援・保健拠点施設内へ移転予定）/母子保健コーディネーター（助産師）

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回※）		84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
確保方策	（人回）	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	（か所）	19	18※	18	18	18

※「（人回）、（人日）」とは、延べ利用回数（日数）を表します。

※令和8年に直営4拠点のうち2拠点の実施手法を見直しています。1拠点は、子育て支援・保健拠点施設内への機能移転のうえ民間事業者による運営を、もう1拠点は形態の変更（出張ひろばによる実施）を検討しています。

【確保方策の考え方】

現在、おおむね中学校区に1か所を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・援助、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。今後も市報やホームページ等で事業の周知を図るとともに、既存の施設がそれぞれの特徴を生かし、事業内容の充実を図ることで、利用者の拡大に努めていきます。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
確 保 方 策（人回）	12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ※委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14回受診できる健康診査助成券を交付します。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	967	956	947	936	924
確 保 方 策（人）	967	956	947	936	924
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①熊谷市 保健師 ②委託 保健師、助産師				

【確保方策の考え方】

母子健康センターの保健師が訪問するほか、訪問相談員（保健師・助産師）へ事業委託をしています。子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	200	200	200	200	200
確 保 方 策（人回）	200	200	200	200	200
	実施機関：こども課 実施体制：保健師・家庭児童相談員				

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した、子育てへの不安感・孤立感が強い家庭、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭等を保健師や家庭児童相談員が訪問し、助言・指導を行っています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等と相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図っていきます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）		80	80	80	80	80
確保方策	（人回）	80	80	80	80	80
	（か所）	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

現在、8施設に委託して実施しています。今後も保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、保護者、児童養護施設との連携を図っていきます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
確保方策（人日）		2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

【確保方策の考え方】

現在（令和7年度）、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も依頼会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を進めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めていきます。

⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		49,610	46,603	44,184	43,199	43,586
確保方策（人日）	在園児対象型	57,100	57,100	57,100	57,100	57,100

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		2,900	2,735	2,579	2,432	2,293
確保方策（人日）	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	20,584	20,584	20,584	20,584	20,584

【確保方策の考え方】

現在、認定こども園及び幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内 15 か所を実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、市内 16 か所の保育所等で実施しています。現在の提供体制を確保していくことで、ニーズに対応していきます。

⑩延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、11 時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	88	83	78	73	68
確保方策（人）	133	133	133	133	133

【確保方策の考え方】

保護者の要望に対して必要な保育士数を配置することで対応が可能であることから、引き続き提供体制の維持を図っていきます。

⑪病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		910	858	809	763	719
（人日） 確保 方策	病児保育事業	4,174	4,174	4,174	4,174	4,174
	病児・緊急対応強化事業 （子育て援助活動支援事業）	360	360	360	360	360
	計	4,534	4,534	4,534	4,534	4,534

【確保方策の考え方】

現在、病児保育事業病児対応型は市内の病院1か所、病後児対応型は市内の保育所1か所、体調不良児対応型は市内の保育所2か所で実施しています。また、病児・緊急対応強化事業は、市が特定非営利法人「病児保育を作る会」に委託して実施しています。

病児保育事業については、現在の提供体制を確保し、ニーズに対応していきます。病児・緊急対応強化事業についても、今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669
1 年生	728	777	751	786	744
2 年生	710	696	744	720	755
3 年生	589	545	510	521	484
4 年生	391	397	373	354	366
5 年生	214	232	257	261	265
6 年生	61	63	60	60	55
確 保 方 策（人）	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669

【確保方策の考え方】

令和6年5月1日時点で民間学童クラブを含め市内 62 か所で実施し、総定員数は 2,681 人となり、第2期計画開始時に比べ8か所、総定員数は 213 人の増加となりました。

少子化は進行しているものの、世帯や就労形態の多様化などにより利用者の増加が予想され、地域によっては、現在の定員では不足が見込まれます。今後も、待機児童の状況に応じて、主に小学校の余剰教室等を活用した整備を計画的に進めるとともに、民間学童クラブをはじめ、民間事業者等の民間活力も活用しながら、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えていきます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向に応じ助成していきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

地域のニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援していきます。

⑮子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員（ホームヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	160	160	160	160	160
確保方策（人日）	160	160	160	160	160

【確保方策の考え方】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・養育に関する支援を行います。

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	17	17	17	17	17
確保方策（人）	20	20	20	20	20

【確保方策の考え方】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等包括的な支援を行います。

⑰親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	13	13	13	13	13
確保方策（人）	15	15	15	15	15

【確保方策の考え方】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを実施します。本事業を実施するために必要な研修を受けた市職員が講座をととして保護者を支援していきます。

また、この事業では、保護者が児童と離れる時間を設けることで、集中して講座に取り組み、また、保護者のレスパイトケアもできるように託児も併せて実施していきます。

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	妊婦届出数（人）	1,037	1,006	997	985	972
	面接実施回数（回）	3,091	3,058	3,031	2,995	2,954
確保方策（回）	こども家庭センター（こども課、母子健康センター内）	2,074	2,052	2,034	2,010	1,982
	上記以外の業務委託	1,017	1,006	997	985	972

【確保方策の考え方】

全ての妊婦及びその配偶者に対して、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠 32 週前後及びこんにちは赤ちゃん事業にて面談等を行います。

⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児又は幼児であって、満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面接並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	0 歳児	12	12	12	12	12
	1 歳児	25	30	28	28	28
	2 歳児	25	21	25	25	25
確保方策 (人)	0 歳児	-	12	12	12	12
	1 歳児	-	31	31	31	31
	2 歳児	-	25	25	25	25

【確保方策の考え方】

令和8年度からの本格実施に向け、定員の確保に取り組めます。実施施設については、保護者の利便性や施策の趣旨等を踏まえて確保していきます。

⑩産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (人)	599	622	665	669	692
確保方策 (人)	599	622	665	669	692

【確保方策の考え方】

国の「こども未来戦略」に基づき、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めていきます。

第 5 章 施策の展開

基本目標1 子育てしやすい地域環境づくりの推進

(1) 地域における子育て支援の充実

こどもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化など、「育児の孤立化」といった状況が指摘され、家庭や地域における子育て力の低下がみられます。このため、全ての子育て家庭を支援する観点から、出産・育児不安の解消等に向けた、地域における子育て支援の充実を目指します。

【新規】本計画から新たに実施予定の事業

【継続】前計画から引き続き実施する事業

【拡充】前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

【見直し】事業継続はしていくものの、計画期間内に見直し（縮小・廃止）の可能性がある事業

① 相談・情報提供の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	児童相談事業	児童の性格・生活習慣等についての相談、様々な悩みを抱える少年や保護者からの相談に対して、電話及び面談により助言を行う事業です。育児に関する相談窓口の周知を図るとともに、保育所・幼稚園・学校等への訪問相談等を実施し、相談窓口としての機能を強化します。	継続	こども課
2	くまっこるーむ こども家庭センター型 運営事業	「くまっこるーむ」において、母子保健コーディネーター(助産師等)が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報を提供し関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。また妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、母子保健の正しい知識を啓発するとともに、アンケート結果に基づいて面談を行い、ニーズを把握し相談・情報提供を行います。	継続	母子健康センター
3	くまっこるーむ 利用者支援基本型 運営事業	「くまっこるーむ」において、子育て支援コーディネーター(保育士等)が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報を提供し関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。また、地域の関係機関との連絡調整、地域の子育て資源の育成等を行います。	拡充	こども課
4	育児相談・運動相談	健診・訪問等により発育発達面において支援が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に理学療法士・保健師・栄養士による個別相談を行います。	継続	母子健康センター

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
5	乳幼児及び妊産婦 電話相談事業	育児等に関する悩みに対して、気軽に相談ができるよう電話相談を行います。必要に応じ他のサービスを紹介します。	継続	母子健康センター
6	訪問指導事業	妊娠中や出産後、乳幼児期を通して必要に応じ家庭訪問し相談及び指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児宅に家庭訪問し、乳幼児の発育発達・養育状況を把握し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな育成環境の確保を図ります。	継続	母子健康センター
8	子育て情報の収集・提供の充実	子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」を、出生届を提出した保護者に配布するとともに、こども課や母子健康センターにおいても配布しています。子育て支援総合窓口における情報の収集・提供の充実を図るとともに、子育て情報誌「子育てガイドブック」の配布を継続して行い、子育て支援を行います。また、子育てアプリ「熊谷市ワクチン&子育てナビ」を活用し、予防接種、母子保健、子育て情報の発信、地域子育て支援拠点のイベント情報等のメール配信サービスも行います。	継続	母子健康センター こども課
9	民生委員・児童委員、 主任児童委員の活動支援	子育てサロン等の地域における子育て支援活動、児童の健全育成に関わる活動を支援します。	継続	福祉総務課 こども課
10	地域における相談機関 との連携	熊谷市地域子育て支援拠点連絡会（くまっしゅ）等と連携し、地域における相談機関・団体を支援します。	継続	こども課
11	生活相談	生活相談員等が、生活する上での困りごとなどの相談を受け付けます。	継続	人権政策課
12	特設人権相談	人権擁護委員が、女性・こども・高齢者等をめぐる人権の問題など、身近なことで困っていることについての相談を受け付けます。	継続	人権政策課
13	地域子育て支援拠点に おける利用者支援事業	地域子育て支援拠点3か所において相談室を設置し、専任職員を配置して気軽に子育ての悩みを相談できる場を提供しています。また、くまっこるーむや地域子育て支援拠点等の関係機関とも連携を図り、子育てに関する情報を提供します。	継続	こども課

② 子育て支援の拠点整備・活動支援

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
14	地域子育て支援拠点の充実	おおむね中学校校区に1か所の地域子育て支援拠点を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供や、交流促進及び子育てに対する相談、情報提供、講習会等を実施しています。また、拠点職員の質の向上のため、研修会や情報交換会を行い拠点の充実を図ります。	継続	こども課
15	児童館の活用	児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする児童館を地域の拠点施設として有効活用を図ります。	継続	保育課
16	子育てサークルのネットワークづくり	児童館・公民館等において、地域における子育てサークルの活動を支援し、子育てサークルのネットワーク化を進めます。	継続	こども課

③ 児童の養育支援の充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
17	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学6年生までの児童を、児童クラブにおいて預かる学童保育を実施します。また、民間学童クラブに対し、事業の委託をするとともに、運営費等を助成します。待機児童の状況に応じて必要性が高い小学校に計画的に整備を進めるとともに、民間活力も活用しながら、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えます。	継続	保育課
18	子どものショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で養育する事業です。サービス利用希望者への周知は、ホームページや児童相談業務等のなかで制度の案内をしています。	継続	こども課
19	病児保育事業	生後6か月から満10歳未満の児童が病気・病気回復期である場合に、保育所等に付設された施設において、当該児童を一時的に預かる事業です。また、通所している保育所等で児童が体調不良になった場合、病児保育施設の看護師が児童を迎えに行く送迎病児保育事業も実施します。	継続	保育課
20	一時預かり事業（在園時対象）	幼稚園、認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後や、夏休み等の長期休業中に預かり保育を行います。	継続	保育課
21	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。多様な保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
22	養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援事業を実施することで、安定した児童の養育を可能とすること等を目的としています。母子保健部門の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）との連携を図ります。	継続	こども課
23	ファミリー・サポート・センター事業	「子育てのお手伝いをしてほしい方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業です。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
24	病児等緊急サポート事業	「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いをしてほしい方」と「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業です。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
25	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えるご家庭などをホームヘルパー等が訪問し、食事の準備や掃除、外出時の補助等の支援を行います。	新規	こども課
26	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	乳児又は幼児であって、満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面接並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	新規	保育課
27	外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用支援	海外から帰国した幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。	継続	保育課

④ 安全・安心のまちづくりの推進

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
28	児童生徒の安全確保のための情報提供	こどもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。各学校では「保護者連絡ツール『tetoru』」を保護者との迅速な連絡のために活用します。	継続	学校教育課
29	公立保育所 I C T 環境の整備	保育時の子どもの様子など保育に関する情報をより早く、正確に保護者に提供するとともに、保育士の働き方改革を進めることで子どもと向き合う時間を確保し、安全で安心な保育環境を整備します。	新規	保育課
30	通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、経年劣化したグリーンベルトの引き直しや、新たな交通安全対策を令和8年度までに実施します。	継続	維持課
		学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係機関等へ対策を依頼し、改善につなげます。	継続	教育総務課
31	公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。専門業者による遊具の安全点検を実施し、その結果をもとに今後必要に応じて修繕・撤去を計画的に行います。	継続	公園緑地課

⑤ 住環境の支援

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
32	安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。各住宅の建物の劣化状況等を考慮し、優先順位を精査しながら引き続き住環境の整備を行います。	継続	営繕課
33	勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	継続	企業活動支援課
34	結婚新生活支援事業	指定期間内に入籍した、市内に住所を有する39歳以下（婚姻日時点）の夫婦にかかった住居費や引っ越し費用の一部を補助します。 対象者：夫婦の所得を合わせて500万円未満であり、市税の滞納や住宅扶助を受けていない方。	継続	企画課
35	三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業	親世帯と子世帯がお互い支えあいながら生活するために、市内で同居または近居するための住宅を新築・購入や増改築した場合にその費用の一部を補助します。	継続	長寿いきがい課

(2) 保育の充実

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。利用者の生活実態や意向を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等を支援し、充実した保育の提供を目指します。

① 多様な保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
36	認定こども園の設置促進	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進します。	継続	保育課
37	地域型保育事業の実施	3歳未満の乳幼児を保育する地域型保育事業を実施します。	継続	保育課
38	駅前保育 ステーション事業	熊谷駅及び籠原駅を利用する保護者の方を対象に、市内近隣の保育所に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を行います。	継続	保育課

② 保育の資質向上

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
39	保育士研修の充実	新保育指針に則り保育の質を高める観点から各種研修会に参加し、保育士の資質向上を図ります。	継続	保育課
40	保育の情報提供の促進	各種媒体を活用し、広く・早く・正しい情報の提供を図ります。	継続	保育課
41	認可外保育施設への指導	安心・安全な保育を提供するため、認可外保育施設への指導監督を実施しています。基準に基づく適切な指導監督を実施し、施設の安全性、水準の確保に努めます。	継続	保育課
42	評価システムの構築	保育の内容向上と公正な保育の実施を目指しシステム構築を検討します。	継続	保育課

(3) 保育所待機児童の解消

こどもを安心して預けて働くことができるための受入体制を確保し、待機児童の解消を継続します。

① 保育所待機児童の解消

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
43	待機児童の解消	認定こども園、保育所の増築や定員増等により、保育ニーズへの対応を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。	継続	保育課

(4) こどもの安全の確保

こどもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

① 交通安全を確保するための活動の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
44	交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	継続	安心安全課
45	交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図ります。	継続	学校教育課
46	チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	継続	安心安全課
47	小学生の登校時の リッショウ立哨活動	交通指導員による立哨活動を実施します。	継続	安心安全課

② こどもを犯罪の被害から守るための活動の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
48	「子ども110番の家」の設置の推進	犯罪からこどもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置をしています。管理運営している小・中学校PTAと協力し、協力世帯の拡大及びこどもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	継続	こども課
49	保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	継続	保育課
50	住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	継続	安心安全課
51	普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	継続	安心安全課

基本目標2 母子の健康・医療の充実

(1) こどもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期を通じて一貫した体系のもとに母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を目指します。

① 母子保健事業の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
52	マタニティキーホルダー配付事業	子育て支援の一環として、妊娠初期の大切な時期を地域ぐるみで応援していくために、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるようにマタニティマークのキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配付します。	継続	母子健康センター
53	妊婦健康診査事業	妊娠中の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査、風疹抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、H I V抗体検査、子宮頸がん検査、H T L V－抗体検査、クラミジア検査、超音波検査等の公費負担を行います。	継続	母子健康センター
54	産婦健康診査助成事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を行います。基本的な産婦健康診査とともにE P D S（産後うつ病質問票）を実施し、支援が必要と判断された場合は、医療機関より情報提供を受け、訪問、相談等を行います。	継続	母子健康センター
55	妊婦歯科健康診査事業	妊娠期は、つわりやホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病になりやすく、歯周病菌の繁殖により、胎児に悪影響を及ぼし、早産や低体重児出産の原因となることから、妊娠中に歯科健診を行い、歯科疾患を早期発見し早期治療につなげ、歯と口の健康の保持及び増進を図ります。	継続	母子健康センター
56	産後ケア事業	産後ケアを必要とする生後1年未満の母子を対象に、実施施設の空きベッド等を利用し、宿泊型又は通所型で心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制を確保します。	継続	母子健康センター
57	妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦及びその配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠32週前後及びこんにちは赤ちゃん事業にて面談等を行います。	継続	母子健康センター

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
58	乳児健康診査	乳児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、乳児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
59	育児教室(ひよこ教室)	生後4か月から5か月児を対象に、発育発達や離乳食についての話や子育て支援情報を提供。保健指導と育児支援を実施します。	継続	母子健康センター
60	1歳6か月児・3歳児健康診査	幼児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、幼児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
61	ママパパ教室	初めて赤ちゃんを迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産に関する必要な知識を普及するとともに、仲間づくりの機会を提供しています。また、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を用い、栄養のバランスに配慮した食生活について知識の普及を図ります。	継続	母子健康センター
62	発達支援事業	健診結果等により、発達面において支援が必要と思われる幼児と保護者を対象に、言語聴覚士・臨床心理士による個別相談を実施しています。また、遊びを通じて発達能力を伸ばすとともに、保護者がこどもの関わり方を学び、不安を解消できるよう集団による支援も行います。	継続	母子健康センター
63	未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた乳児で指定医療機関において、医師が入院治療を必要と認めた場合は、申請に基づきその治療費を公費で負担します。	継続	母子健康センター
64	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長と保護者の育児支援のために、家庭に訪問し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター

② 人材の育成

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
65	保健師等への各種研修	専門職として各種研修等を受講することにより、資質の向上に努めます。	継続	母子健康センター
66	家庭児童相談員への各種研修	各種研修会を活用し、各種相談に対応できるよう資質の向上に努めます。	継続	こども課

(2) 小児医療体制の充実

こどもが健やかに成長できる環境基盤として、また、子を持つ親が安心して暮らせるまちづくりを目指し、救急医療の整備や医療費の助成など、ニーズに対応した小児医療の充実を目指します。

① 小児救急医療体制の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
67	小児救急医療体制の充実	小児の救急医療体制を確保するため、小児救急参加病院の保持に努めます。また、救急医療知識や受診方法を市報や市のホームページでPRします。	継続	健康づくり課
68	休日・夜間急患診療所運営事業	年間を通じ、休日及び夜間に診療所を開設することで、緊急時の医療体制を確保します。	継続	母子健康センター

② こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
69	こども医療費助成	こどもに対する保険診療による一部負担金等を助成します。高等学校卒業までのこどもに対する医療費を助成することで、子育てをする保護者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども課
70	ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等に対する保険診療による一部負担金等を支給します。ひとり親家庭等に対する医療費を支給し、生活の安定と自立を支援します。	継続	こども課

(3) 食育の推進

こどもの食習慣の乱れは、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。この食習慣の乱れから生じる様々な心と身体の問題に対し、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた食育の推進を図ります。

① 妊娠期からの食育の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
71	乳幼児栄養指導	乳幼児個別健康診査の事後指導においては、基本的な食習慣の指導を行います。また、育児相談においては、偏食・小食、その他食生活上の相談に応じることで、望ましい食習慣を身につけることができるよう支援します。	継続	母子健康センター
72	離乳食教室	4か月から5か月児を第1子に持つ保護者を対象に、離乳食に関する講話と調理実習を行います。	継続	母子健康センター

② 食育の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
73	保育所入所児童の食育の推進	食の大切さをこどもに伝えるため、食育を推進します。また、同時に保護者にも食の大切さを伝えます。	継続	保育課
74	栄養教諭の配置	県教委から配置された栄養教諭を効果的に活用し、食育を推進します。	継続	学校教育課
75	食育の推進	食育の計画的な推進と給食指導の充実を図っています。学校では全体計画及び指導計画を作成し各教科領域等で実施しています。具体的な学習活動としては「田植え」や「稲刈り」、「さつまいもの収穫」等、学校の実態に応じて取り組んでいます。学校、家庭、地域の連携に努めます。	継続	教育総務課 学校教育課

(4) 思春期保健対策の充実

家庭、学校、地域等の連携による教育・普及啓発・相談等を通じて、性や性感染症予防に関する正しい知識の提供や、喫煙や薬物等に関する教育を行い、こどもの健全な成長が確保されるよう思春期保健対策の充実を図ります。

① こどもの心と体の健康支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
76	学校保健事業	幼児・児童・生徒の健康の維持増進、病気の早期発見・予防に努めています。学校保健委員会の活性化を図ります。小学校4年生を対象に小児生活習慣病予防の検診を実施しています。検診内容は血圧測定や血液検査等であり、病気の早期発見や生活習慣病予防につなげます。また、フッ化物を活用したう蝕 ^{しよく} 予防に取り組む等により、こどもの健康増進につなげます。	継続	教育総務課

② 地域保健と学校の連携による健康教育の実施

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
77	保健教育での指導の充実	保健教育のなかで性感染症の指導をしていくとともに、指導充実のための専門機関との連携を図ります。	継続	教育総務課 学校教育課
78	性の尊重や心身の健康についての理解促進	男女共同参画に関する様々な視点から設定した講座に「性教育や心身の健康に関する講座」を用意し、小・中学校等からの要請に応じて講座を実施します。	継続	男女共同 参画室

③ 受動喫煙や薬物乱用に関する対策

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
79	受動喫煙防止を含めた健康教育の推進	現在、小学校4年生を対象に受動喫煙検診を実施しています。保護者に対して受動喫煙による健康への影響を周知するなどにより、受動喫煙防止を図ります。	継続	教育総務課
80	薬物乱用防止教育の推進	各小・中学校では、年1回以上の薬物乱用防止教室を開催しています。また、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、「効果的な指導法についての研修会」への教職員の参加を積極的に呼びかけます。	継続	学校教育課

基本目標3 次代を見据えた教育環境の整備

(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を育んでいくため、学校等における教育環境の整備を進め、基礎学力の向上・判断力の育成はもちろんのこと、コミュニケーション能力の向上にも配慮し、様々な問題に対処する力を育成します。

① 確かな学力の向上

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
81	小学校・中学校の教育内容の充実	各校における児童生徒の実態把握・授業の工夫改善に向けた指導を行い、「知・徳・体」の学力向上を図ります。	継続	学校教育課
82	各教科主任会の充実	各教科の主任会ごとに研究テーマを定め、年間指導計画の見直し等を行います。研究を深めるために必要に応じて各主任会で授業研究会を実施し、教員の指導力向上を図ります。	継続	学校教育課
83	新くまなびスクール	これまでの小・中学校の学力向上の取組や放課後学習に加え、新たに校内教育支援センター（新くまなびスクール）を設置し、不登校支援を行うことで、全ての児童生徒の学びの場を確保します。	新規	学校教育課 教育研究所

② 豊かな心と健やかな体の育成

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
84	いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	学校におけるいじめ・不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、いじめの根絶や学校復帰に向けた取組を行っています。また、平成26年8月に策定した「熊谷市いじめのための基本的な方針」や同年9月に制定した「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を基に、学校・家庭・地域が連携し地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課 教育研究所
85	非行問題行動防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し設置した熊谷市学校警察等連絡協議会を中心に、本市の生徒指導の課題について、学校と関係諸機関とが更に連携を図り充実できるよう努めます。	継続	学校教育課
86	街頭補導活動	非行の芽といわれる不良行為等をしている少年少女を早期に発見し、非行を未然に防止することを目的としています。事業継続のために、少年補導員の確保に努めます。	継続	少年補導センター
87	学校保健会	市内各小・中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長等で熊谷市学校保健会を組織し、講演会や研修会の開催などを通じて、学校保健の推進に努めます。	継続	教育総務課
88	共生社会推進のための交流教育の充実	特別支援学校と市内小・中学校における支援籍学習（交流）の推進や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進することにより、共生社会の充実を図ります。	継続	教育研究所

③ 信頼される学校づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
89	外部評価等による信頼される学校づくり	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入や外部評価、学習案内「シラバス」の発行等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりと学校経営の改善を図ります。1年間を見通した評議の運営と内容の充実を図ります。また、いじめ問題に関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決を図り、いじめのない社会の構築に努めます。	継続	学校教育課

④ 乳幼児教育の充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
90	幼稚園教育の充実	小学校への滑らかな接続を目指し、幼児教育のさらなる充実を図ります。	継続	教育研究所
91	認定こども園における幼児教育の充実	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進し、幼児教育と保育を一体的に行い、充実を図ります。	継続	保育課
92	私立幼稚園への支援	私立幼稚園に通っている園児が、それぞれの幼稚園で充実した教育が受けられるように市内の各私立幼稚園に補助金を支出し、支援します。	継続	教育研究所
93	幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園・保育所において、小学校との交流・情報交換を通して学校教育への滑らかな接続を図り、こどもの育ちを支援します。また、幼保小連絡協議会の活性化と幼保小連携教育の充実を図ります。	継続	保育課 教育研究所
94	保育所における幼児教育の充実	新保育指針に則り「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」保育所の保育内容の充実を図ります。	継続	保育課
95	幼児教育・保育の質の向上	特定教育・保育施設等を実施する複数の指導監督等について、県と連携を図り監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるように検討します。	継続	保育課

⑤ 指導者の育成促進

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
96	教職員の研修	教員の指導技術と資質の向上を目指し、研修内容を厳選し、実施します。	継続	教育研究所
97	青少年健全育成活動の支援	こどもが豊かな人間性を育み、健やかに成長できるよう、地域で活動している各種団体を支援しています。青少年健全育成団体の支援、活動の後援を行うことで、青少年の健全育成の充実を図ります。	継続	こども課

(2) 家庭教育への支援

現代の社会において、核家族化、少子化、就労女性の増加、価値観の多様化、家庭生活やライフスタイルの変化などにより、家庭をめぐる状況は大きく変化しており、それぞれの家庭の努力だけでは解決できないことが増えている中、家庭教育を尊重しながら、子育てに関する学習機会や情報提供、相談支援の体制整備を図り、家庭教育の向上を目指します。

① 家庭教育に関する学習機会の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
98	家庭教育学級の充実	親がこどもに及ぼす影響を自覚し、成育の基本的な場である家庭の環境づくりに積極的に取り組むとともに、家庭教育の大切さを自覚させることを目的としています。現在、各学校で実施している事業を継続させ、全ての小・中学校が家庭教育学級に取り組むことにより、学習機会の充実を図ります。	継続	社会教育課

② こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
99	熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』事業	こどもたちの「生きる力」を支える基本的な生活習慣の確立を目指して、①朝ごはんをしっかりと食べる、②呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする、③「ありがとう」「ごめんなさい」と言う、④友だちをたくさんつくる、の『4つの実践』と①テレビの時間を減らします、②ゲームの時間を減らします、③スマートフォン・携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします、の『3減運動』に大人が手本となって取り組んでいます。学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課

(3) 地域の教育力の向上

こどもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。こどもが心豊かに成長していくために、学校、家庭、地域が互いに連携し、こどもの主体性や考える力、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための地域全体の教育力の向上を目指します。

① 居場所づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
100	放課後子供教室の推進	未来の熊谷をつくる心豊かでたくましいこどもたちを社会全体で育むため、地域の大人の力を結集し、学校・家庭・地域社会でこどもたちを育む機会や場を設け、地域で放課後等の安心・安全な活動拠点をつくるとともに、こどもも大人も、生き生きと輝く社会を構築することを狙いとしています。地域の方々の協力を得ながら合宿通学・農業体験・環境保全など地域の資源を生かした活動を推進します。	継続	社会教育課
101	児童クラブ（民間学童クラブ含む。）と放課後子供教室の連携	児童クラブと放課後子供教室について、相互に連携し、一体的実施への発展を目指します。また、福祉部と教育委員会とが情報交換を密にするほか、必要に応じて協議するなど連携を深めるとともに、居場所づくりの拠点として余裕教室を含めた学校施設の積極的な活用を図ります。	継続	保育課 社会教育課
102	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	新規	こども課
103	子ども食堂の普及啓発	市内に開設されている子ども食堂について、広報活動の援助等を行います。	継続	こども課
104	こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	貧困の連鎖解消に向け社会貢献活動等を行う団体・企業や個人のネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」について、ホームページ等を用いて周知し、ネットワークがより広いものとなるように努めます。	継続	こども課

② 各種交流活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
105	地域交流の推進	学校や社会教育施設に安全で安心して活動できるこどもたちの居場所（活動拠点）をつくり、地域の大人たちをこどもたちの様々な体験活動のアドバイザーとして配置しています。指導者の資質向上及び各放課後子供教室相互の情報交換のための研修会等を実施します。	継続	社会教育課

③ 文化・芸術活動の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
106	文化・芸術とふれあう 機会の促進	社会教育施設において、青少年教育を実施し、陶芸や囲碁、郷土の歴史などにふれる機会を創設しています。こどもたちにわかりやすい講義と興味深い現地見学会を行い、文化・芸術及び郷土の歴史に興味を持てるよう、理解しやすい教室を開催します。	継続	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

④ 読書活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
107	学校図書館の充実	図書を購入するとともに、各校に学校図書館補助員を配置し、読書活動を促し、心豊かな児童生徒の育成を目指します。	継続	学校教育課
108	子ども読書活動推進事業	「熊谷市こども読書活動推進計画」に基づき、おはなし会など、こども向け事業の実施、学校図書館への支援や関係する各団体との連携協力を図ります。	継続	社会教育課 熊谷図書館
109	本とのふれあい事業	学校との連携・協力を深め、こどもの読書活動を推進します。	拡充	社会教育課

⑤ スポーツ・レクリエーション活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
110	各スポーツ団体との協力 による活動機会の提供	各スポーツ団体の協力により、主に初心者・初級者を対象とした様々な種目のスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツに親しめる機会を提供しています。スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等との連携により各種大会・講習会の充実を図ります。	継続	スポーツ タウン 推進課
111	レクリエーション活動 機会の提供	レクリエーション活動を通して、こどもの体力の向上や健康保持・増進を推進するため、健全育成団体を支援します。地域での指導者養成のため、レクリエーション指導者講習会を開催します。	継続	こども課

⑥ 自然体験の機会づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
112	林間学校事業の実施	自然や科学に親しむ活動として、林間学校事業を実施しています。ボランティアや他課との連携を推進します。	継続	学校教育課
113	自然や科学に親しむ活動の推進	自然体験活動やおもしろ実験を通して自然に関する興味、関心や楽しさを再発見できる教室を開催します。	継続	社会教育課 熊谷図書館
114	環境学習活動の充実	身近な環境問題にふれ、調査研究をすることにより、児童生徒の豊かな心を育てる教育の推進を図ることを目的としています。学校、家庭、地域との連携を推進します。	継続	学校教育課
115	こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	小・中学校と連携し、こどもエコクラブへの登録を推進します。	継続	環境政策課

⑦ ボランティア活動等の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
116	福祉教育の推進	車いす体験や高齢者及び障害者の疑似体験等の活動を通じて、福祉教育を推進しています。学校、家庭、地域の連携を推進します。	継続	学校教育課

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが顕在化してきていることから、こどもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
117	受動喫煙防止対策の推進	市有施設における受動喫煙を防止するため、敷地内の禁煙を推進します。	継続	健康づくり課
118	環境浄化活動	青少年に有害な社会環境を浄化するため、チラシ・ポスター・無許可看板の撤去に協力しています。街頭補導時に公衆電話ボックスなどに貼られている青少年に有害なチラシやシールを撤去します。	継続	少年補導センター
119	携帯フィルタリングの普及	携帯フィルタリングでは、携帯電話の有害サイトへの接続を制限することを目的としています。パンフレット等を作成し、児童生徒に指導するとともに、市PTA連合会の協力を得て、保護者に啓発する等、学校が中心となって家庭、地域と連携し、携帯フィルタリングの普及を図ります。	継続	学校教育課

基本目標4 働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

(1) 職業生活と家庭生活との両立支援

急速に進む少子高齢化により、労働力人口の減少が懸念されており、育児との両立はもちろん、共働き世帯が増加し、男女共に働きながら育児等を行うことは当たり前となってきた中、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保することが必要です。

事業者に対し男女問わず働き方の見直しや、柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための意識や働き方の見直し

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
120	男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
121	男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	継続	男女共同参画室
122	育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	継続	企業活動支援課
		育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
123	子育て支援優良企業応援事業	子育て支援に積極的に取り組んでいるとして県や市が認定している市内企業の取組状況を調査し、市ホームページ等で紹介します。子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図ります。	見直し	こども課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
124	保育所施設の整備・充実	待機児童の状況を勘案しながら、補助制度を活用し、民間保育所の整備を進めます。公立保育所については、耐震化と併せて適切な整備を推進するとともに、民営化や統廃合を検討します。	継続	保育課
125	延長保育事業（時間外保育事業）	保育所の通常開設時間の前後に延長して行う保育です。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
126	休日保育事業	日曜・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行います。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課

(2) 経済的負担の軽減

各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

① 経済的負担の軽減

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
127	パパ・ママ 応援ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページ等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めます。	継続	こども課
128	児童手当支給事業	18歳に到達する年度末までの児童の養育者に対し、児童の年齢や養育する子の人数に応じて手当を支給します。	継続	こども課
129	保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で3歳以上児及び2歳児以下の住民税非課税世帯のこどもの保育料を無料とします。また、その他の3歳未満児について、国・県の減免基準に則り、又は他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	拡充	保育課
130	不妊治療費助成事業	不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けている夫婦（事実婚も含む）に対して、不妊治療に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
131	早期不妊検査費助成事業	少子化対策の出産支援として、夫婦（事実婚も含む）が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
132	不育症治療費等助成事業	こどもを望む夫婦（事実婚も含む）に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
133	子育て応援自転車 おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児2人同乗用自転車及び2席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限3万円）を補助します。	継続	こども課
134	国民健康保険 出産育児一時金の支給	国民健康保険被保険者の方が妊娠85日以上で出産をしたとき、出産育児一時金を支給します。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	継続	保険年金課
135	誕生祝金支給事業	熊谷市に出生したお子様の保護者の方に、誕生祝金（3万円）を贈呈します。	継続	こども課
136	妊婦等支援給付金事業	妊娠届出時及びこんにちは赤ちゃん事業の面談後等にそれぞれ5万円ずつを支給します。必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」と一体的に実施します。	継続	母子健康センター
137	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の方を対象に、妊娠判定を受けるための初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	継続	母子健康センター

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
138	学校給食費 第三子以降無償化事業	小学生から高校生までの子を3人以上養育している保護者に対し、3人目以降の児童生徒の学校給食費を全額補助します。また、対象の児童生徒が私立学校や特別支援学校等に在籍している場合は、居住している地区の熊谷市立小・中学校の給食費相当額を上限に補助します。	継続	教育総務課
139	国民年金保険料 産前産後期間の免除	国民年金第1号被保険者の方が出産するとき、届出により産前産後期間の国民年金保険料を免除します。	継続	保険年金課
140	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度	定住促進の施策として、転入から3年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が40歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を3年から最高で7年間、条例により課税を免除します。	継続	資産税課
141	おいでよ熊谷！ 新幹線らく賃通勤事業	指定日以降に熊谷市に転入した方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。 対象者：熊谷市に転入した方もしくは同居する配偶者が39歳以下（転入日時点）であり、市税の滞納をしていない方。	継続	企画課

（3）こどもの権利擁護の推進

平成18年5月5日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針としたこどもの人権尊重について、普及・啓発に努め、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

① 熊谷市子ども憲章の普及・啓発

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
142	子ども憲章の普及・啓発	未来を担う子どもたちの人権を尊重し、全ての子どもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	継続	こども課

② 人権教育・人権保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
143	人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指します。	継続	社会教育課
144	人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全てのこどもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進します。	継続	保育課
145	こどもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基にこどもの人権について意識啓発に努めます。	継続	学校教育課

③ 相談体制の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
146	教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	継続	教育研究所
147	不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指し、組織的・機能的な教育相談を充実します。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等を有効活用します。	継続	教育研究所
148	熊谷市教育支援センター	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市教育支援センター「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援及び学校との連携、体験活動を含む行事を充実します。	継続	教育研究所
149	いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市学校警察等連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	継続	学校教育課

(4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待を受けた児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やヤングケアラーの問題など、個人の権利、利益が侵害されている現状があり、それらに関する取組も推進します。

① 虐待の早期発見・予防対策の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
150	周知・啓発の促進	広報・ホームページ等に掲載し、各種イベント等でチラシを配布するとともに、講演会を開催することによって啓発を促進し、地域の見守りも含めて、早期発見に努めます。	継続	こども課
151	要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	虐待をはじめ、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	継続	こども課
152	乳幼児健診未受診者への訪問	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握します。	継続	母子健康センター
153	保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	継続	保育課
154	親子関係の形成支援	児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	新規	こども課

② 相談・情報提供の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
155	相談体制の整備・充実	児童相談の窓口として、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応します。	継続	こども課
156	関係機関・課との連携	健康診査や相談事業などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、関係部署との連携を図りながら、育児支援を行います。	継続	母子健康センター
157	児童保護相談の充実	虐待等により保護が必要な児童に関する相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携し対応します。	継続	こども課
158	ドメスティック・バイオレンス（DV）相談体制の充実	DV被害者からの相談を受け、特に児童虐待対応との連携を強化し、DV被害者及び同伴する家族の保護に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、より一層の相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画室

③ 心のケアが必要な家庭への支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
159	臨床心理士、公認心理師による相談	心の病や悩みを持つ子どもや親の心理的ケアを図るため、臨床心理士や公認心理師による相談を行います。	継続	男女共同参画室 こども課

④ ヤングケアラー支援の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
160	相談支援の推進	家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげます。	新規	こども課
161	こども見守り体制の強化	子ども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じてこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもへの見守り体制を強化します。	新規	こども課
162	悩み相談、家事・育児支援	家庭児童相談員やホームヘルパー等の支援者がヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、食事の準備等の支援を行ったりすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	新規	こども課

⑤ 里親制度の啓発

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
163	里親制度の普及	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、啓発イベントへの協力やチラシの配布により普及啓発を行います。	継続	こども課

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

① 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にあるこどもが、様々な不利を背負うばかりではなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

生活の安定に資するための支援では、こどもとその保護者が安定した生活ができるよう、相談支援の充実や居場所づくりの支援など、切れ目のない総合的な支援を推進していきます。

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
164	生活困窮者自立支援事業	生活保護の受給に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金を支給します。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。	継続	福祉総務課

② 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援

保護者等の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿をこどもに示すことによって、こどもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者等の就労支援の充実を図っていきます。

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
165	再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎1階ロビーに掲示及び配布します。	継続	企業活動支援課
166	雇用対策協議会への参画	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的とする雇用対策協議会に参画します。	継続	企業活動支援課
167	就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	継続	男女共同参画室
168	労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図ります。	継続	企業活動支援課

③ 経済的支援

こどもの貧困の解消に向けた対策を進めるに当たって、生活保護や各種手当をはじめ、給付金や貸付金、減免制度など、こどもやその保護者が安心して暮らせる生活の基礎を下支えしていくための取組を推進し、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
169	生活保護事業	生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。	継続	生活福祉課
170	学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施します。	継続	保育課
171	児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	継続	教育総務課
172	育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与します。	継続	教育総務課
173	入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図ります。	継続	教育総務課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

① ひとり親家庭の自立支援の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
174	母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行います。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供します。	継続	こども課
175	児童扶養手当	父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童について、その児童の父、母又は養育者に対し、児童が18歳に到達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課
176	遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。また、遺児が小学校または中学校に入学する際に就学支度金を支給し、児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	拡充	こども課
177	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。	継続	こども課
178	母子父子世帯向け市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	継続	営繕課
179	母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	継続	こども課
180	母子家庭等への就業支援	ハローワークマザーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援します。	継続	こども課
181	DV被害者自立支援の充実	DV被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	継続	男女共同参画室
182	母子生活支援施設等入所支援事業	配偶者のいない女子等で、その監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設へ入所措置をします。妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合には、助産施設へ入所措置をします。	継続	こども課
183	養育費確保支援事業	養育費の取決めを行うひとり親家庭に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、必要経費の一部を補助します。	新規	こども課

(3) 障害児施策の充実

障害のあることにも対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。また、強度行動障害児や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制の整備に努めます。

① 障害児保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
184	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育です。関係機関と連携を図りつつ支援します。また、専門的な支援を必要とする障害児への支援体制の整備に努めます。	継続	保育課

② 居宅における障害児の養育支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
185	障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	継続	障害福祉課
186	児童居宅介護 (ホームヘルプサービス)	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
187	児童短期入所 (ショートステイ)	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
188	児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
189	放課後等デイサービス	学校(大学を除く。)に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課

③ 障害児の療育の充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
190	あかしあ育成園の療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保育課

④ リハビリテーションの充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
191	機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	継続	保育課

⑤ 放課後等における居場所の確保

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
192	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れます。	継続	保育課

⑥ 特別支援教育の充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
193	特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制を整備し、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	継続	教育研究所
194	障害児のための学校の施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・多機能トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携も図ります。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	継続	教育総務課
195	ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	継続	教育研究所
196	特別支援学級の整備推進	各小・中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	継続	教育研究所

⑦ 各種支援制度の充実

N0.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
197	特別児童扶養手当等の充実	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
198	重度心身障害児医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図ります。	継続	障害福祉課
199	補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	障害福祉課
200	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
201	相談支援体制の充実	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぼ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行っています。こども家庭センターや児童発達支援センター等の関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、相談体制の充実を図ります。また、高次脳機能障害や強度行動障害などの障害特性に応じた相談支援体制の整備に努めます。	継続	障害福祉課

第 6 章 計画の推進に向けて

1 計画等の推進指標

推進指標を定め、指標の動向を確認し、施策の実施状況や効果等の検証・評価を行い、毎年の数値を管理していきます。

基本目標	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
1	「まちづくり市民アンケート」の設問「熊谷市が普段の生活の中で子育てがしやすい街だと思いますか。」の肯定回答（「はい」）の割合	51.4% (令和5年度)	60%
	「乳幼児健康診査問診票」の設問「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」の肯定回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）の割合※ ¹	93.1% (令和5年度)	100%
2	全国学力・学習状況調査（小学生・中学生）の設問「朝食を毎日食べている」の肯定回答（「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」）の割合	小学生：96.9% 中学生：93.9% (令和5年度)	小学生：100% 中学生：100%
	肥満傾向にある小学・中学生（軽度・中等度・高度肥満傾向児）の割合【教育総務課調べ】	小学生：9.5% 中学生：10.1% (令和5年度)	小学生：8.5% 中学生：8.5%
3	「市内在住高校生アンケート」の設問「熊谷市の住みごこちはいかがですか。」の肯定的回答（「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい。」）の割合	61.6% (令和5年度)	70%
4	全国学力・学習状況調査（小学生・中学生）の設問「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う」の肯定回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合	小学生：94.4% 中学生：92.6% (令和5年度)	小学生：100% 中学生：100%
	児童相談件数及び児童相談における児童虐待相談の割合【こども課調べ】	614件 53.7% (令和5年度)	相談件数：増加 児童虐待相談の割合：減少
5	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業時の高等学校等進学率※ ² 【生活福祉課調べ】	90.0% (令和6年4月)	100%

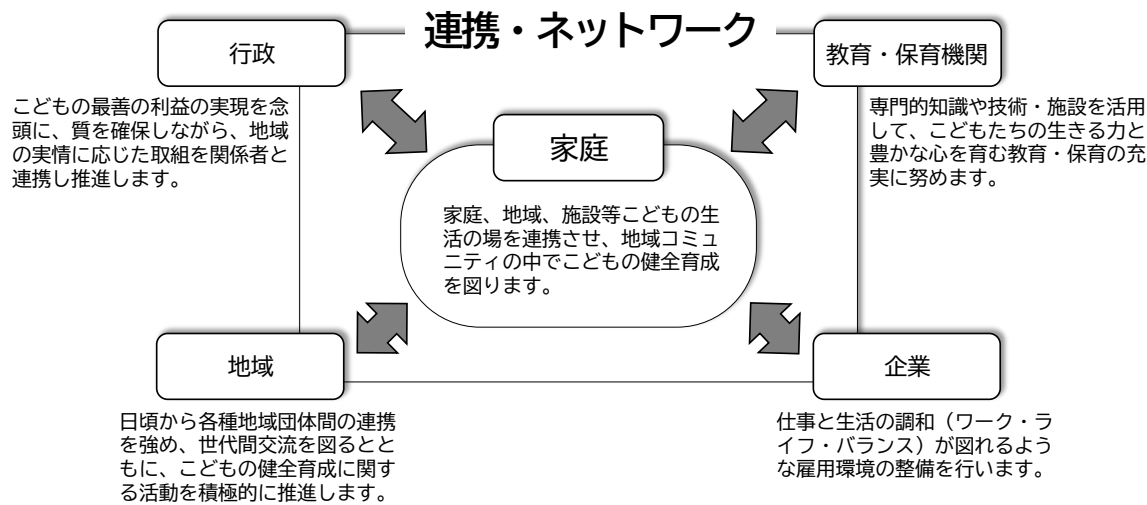
※1 3・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の平均値

※2 被保護者であって、その年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合。

2 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。

また、本計画の具現化のためには、家庭、行政、地域、教育・保育機関、企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。



3 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



資料編

1 第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価

令和2年3月に策定した「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている事業のうち、
(1) 教育・保育施設及び(2) 地域子ども・子育て支援事業における進捗状況は次のとおりです。

(1) 教育・保育施設

① 認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ア 量 の 見 込 み	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ)	2,738	2,629	2,525	2,448	2,387
イ 確 保 方 策	認定こども園	945	945	1,045	1,045	1,045
	幼稚園	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
	計	2,940	2,940	3,040	3,040	3,040
イーア		202	311	515	592	653
ウ 実 績 値	認定こども園	969	969	969	966	—
	幼稚園	190	190	190	170	—
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,805	1,805	1,805	—
	計	2,964	2,964	2,964	2,941	—
ウーア		226	335	439	493	—

②認定こども園、保育所（２号認定、満３歳以上）

(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ア 量の 見 込 み	２号認定 (満３歳以上、保育の必 要性あり)	2,223	2,180	2,138	2,116	2,109
イ 確 保 方 策	認定こども園	347	347	407	407	407
	保育所	2,007	2,007	2,007	2,007	2,007
	計	2,354	2,354	2,414	2,414	2,414
イーア		131	174	276	298	305
ウ 実 績 値	認定こども園	347	347	347	449	—
	保育所	2,007	2,007	1,972	1,972	—
	計	2,354	2,354	2,319	2,421	—
ウーア		131	174	181	305	—

※担当課：保育課

③認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

(単位：人)

		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
		0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳
ア	量の見込み 3号認定 (満3歳未満、 保育の必要性あり)	183	1,230	184	1,246	187	1,258	189	1,274	191	1,293
イ	確保方策 認定こども園	18	123	18	123	24	147	24	147	24	147
	保育所	272	871	272	871	272	871	205	947	139	1,023
	特定地域型保育事業	28	90	28	105	28	123	28	123	28	123
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	318	1,084	318	1,099	324	1,141	257	1,217	191	1,293
イ－ア		135	△146	134	△147	137	△117	68	△57	0	0
ウ	実績値 認定こども園	18	123	18	123	18	123	27	159	－	－
	保育所	272	871	269	864	266	852	266	852	－	－
	特定地域型保育事業	31	95	31	95	41	128	41	128	－	－
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
	計	321	1,089	318	1,082	325	1,103	334	1,139	－	－
ウ－ア		138	△141	134	△164	138	△155	145	△135	－	－

※担当課：保育課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	8	8	8	8	8
確保方策（か所）	8	8	8	8	8
実績値（か所）	8	8	8	8	—

※担当課：こども課、保育課、母子健康センター

②地域子育て支援拠点事業

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人回）		96,000	93,600	91,100	88,800	86,600
確保方策	（人回）	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	（か所）	19	19	19	19	19
実績値	（人回）	28,636	45,975	52,063	57,299	—
	（か所）	19	19	19	19	—

※担当課：こども課

③妊婦健康診査

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人回）	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
確保方策 （人回）	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ※委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
実績値（人回）	12,700	12,982	11,858	11,667	—

※担当課：母子健康センター

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
確保方策 （人）	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				
実績値（人回）	1,084	1,046	1,003	934	—

※担当課：母子健康センター

⑤養育支援訪問事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人回）	80	80	80	80	80
確保方策 （人回）	80	80	80	80	80
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				
実績値（人回）	74	71	67	180	—

※担当課：こども課

⑥子育て短期支援事業

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人回）		80	80	80	80	80
確保方策	（人回）	80	80	80	80	80
	（か所）	7	7	7	7	7
実績値	（人回）	0	16	0	7	—
	（か所）	7	7	7	8	—

※担当課：こども課

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保方策（人日）	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
実績値（人日）	1,273	1,699	2,132	2,206	—

※担当課：こども課

⑧一時預かり事業

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）		178,300	171,235	164,417	159,447	155,505
確保方策 （人日）	在園児対象型	178,300	178,300	178,300	178,300	178,300
実績値 （人日）	在園児対象型	175,738	175,738	170,573	184,159	—

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）		21,558	20,876	20,190	19,634	19,143
確保方策 （人日）	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	21,558	21,558	21,558	21,558	21,558
実績値 （人日）	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	22,686	23,147	24,024	24,771	—

※担当課：保育課

⑨延長保育事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）	149	144	139	135	132
確保方策（人）	168	168	168	168	168
実績値（人）	101	113	104	90	—

※担当課：保育課

⑩病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）		889	872	854	841	829
（人日） 確保方策	病児保育事業	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065
	病児・緊急対応強化事業 （子育て援助活動支援事業）	360	360	360	360	360
	計	3,425	3,425	3,425	3,425	3,425
実績値 （人日）	病児保育事業	2,929	2,944	3,159	3,509	—
	病児・緊急対応強化事業 （子育て援助活動支援事業）	35	41	80	99	—
	計	2,964	2,985	3,239	3,608	—

※担当課：保育課、こども課

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）	2,659	2,757	2,852	2,923	2,988
確保方策（人）	2,631	2,741	2,846	2,926	2,996
実績値（人）	2,524	2,350	2,473	2,600	—

※担当課：保育課

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を、特定子ども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき副食の提供に係る実費徴収額を助成する事業です。

【取組状況等】

教育・保育給付認定保護者（生活保護世帯）に対しては、日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を、施設等利用給付認定保護者（低所得世帯等）に対しては、副食の提供に係る実費徴収額を助成しています。

※担当課：保育課

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【取組状況等】

特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入希望者等に対し、随時制度の案内、状況の説明等を行いました。

※担当課：保育課

(3) 体系別の施策の評価

体系別施策の評価について、担当課がその達成状況（令和元年度～令和5年度の間の総合評価）について、自己評価したものです。

A：【順調である】 B：【おおむね順調である】 C：【やや遅れている】
D：【遅れている】 E：【当該年度予定なし】 F：【終了】

基本目標1 地域で支える子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

①児童の養育支援の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 放課後児童健全育成事業	B	保 育 課
2 子どものショートステイ事業	B	こ ど も 課
3 病児保育事業	A	保 育 課
4 一時預かり事業（幼稚園）	A	教育総務課
5 一時預かり事業	A	保 育 課
6 養育支援訪問事業	A	こ ど も 課
7 ファミリー・サポート・センター事業	A	こ ど も 課
8 病児等緊急サポート事業	B	こ ど も 課
9 外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用支援	B	保 育 課

②相談・情報提供の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 児童相談事業	B	こ ど も 課
2 子育て世代包括支援センター運営事業	B A	母子健康センター こ ど も 課
3 育児相談・運動相談	B	母子健康センター
4 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	B	母子健康センター
5 訪問指導事業	B	母子健康センター
6 こんにちは赤ちゃん事業	B	母子健康センター
7 子育て情報の収集・提供の充実	A	こ ど も 課

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
8 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	B A	福祉総務課 こども課
9 地域における相談・情報提供の充実	A	こども課
10 生活相談	A	人権政策課
11 特設人権相談	A	人権政策課
12 地域子育て支援拠点における利用者支援事業	A	こども課

③子育て支援の拠点整備・活動支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 地域子育て支援拠点の充実	A	こども課
2 児童館の活用	A	保育課
3 子育てサークルのネットワークづくり	A	こども課

(2) 保育の充実

①多様な保育の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 認定こども園の設置促進	B	保育課
2 保育所施設の整備・充実	B	保育課
3 地域型保育事業の実施	B	保育課
4 延長保育事業	B	保育課
5 休日保育事業	B	保育課
6 障害児保育事業	B	保育課
7 駅前保育ステーション事業	B	保育課

②保育の資質向上

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 保育士研修の充実	B	保育課
2 保育の情報提供の促進	A	保育課
3 認可外保育施設への指導	B	保育課
4 評価システムの構築	B	保育課

(3) 保育所待機児童の解消

①保育所待機児童の解消

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 待機児童の解消	B	保 育 課
2 一時預かり事業【再掲】	A	保 育 課
3 保育充実事業の実施	E	保 育 課
4 企業内保育所設置促進事業	D	企業活動支援課

(4) 児童の健全育成

①居場所づくりの推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 放課後児童健全育成事業【再掲】	B	保 育 課
2 児童館の活用【再掲】	A	保 育 課
3 放課後子供教室の推進	B	社会教育課
4 児童クラブ(民間学童クラブ含む。)と放課後子供教室の連携	C B	保 育 課 社会教育課
5 子ども食堂の普及啓発	A	こ ど も 課
6 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	A	こ ど も 課

②各種交流活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 地域交流の推進	B	社会教育課
2 子育て応援団事業	A	こ ど も 課

③文化・芸術活動の促進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進	A B B B B	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

④読書活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 学校図書館の充実	A	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業	A A	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業	A	社会教育課
4 ブックスタート事業	C B	母子健康センター 熊谷図書館

⑤スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	B	スポーツタウン 推進課
2 レクリエーション活動機会の提供	A	こども課

⑥自然体験の機会づくりの推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 林間学校、海浜学校、 プラネタリウム学習投影事業の実施	A	学校教育課
2 自然や科学に親しむ活動の推進	B E E A	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館
3 環境学習活動の充実	A	学校教育課
4 こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	A	環境政策課

⑦指導者の育成促進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 教職員の研修	B	教育研究所
2 青少年健全育成活動の支援	A	こども課

基本目標２ 母子保健施策の充実

(１) こどもや母親の健康の確保

①母子保健事業の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	B A	母子健康センター こども課
2 マタニティキーホルダー配付事業	A	母子健康センター
3 妊婦健康診査事業	B	母子健康センター
4 妊婦歯科健康診査事業	B	母子健康センター
5 産後ケア事業	B	母子健康センター
6 乳児健康診査	B	母子健康センター
7 1歳6か月児・3歳児健康診査	B	母子健康センター
8 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	B	母子健康センター
9 ママパパ教室	B	母子健康センター
10 発達支援事業(すくすくスクール等)	B	母子健康センター
11 離乳食教室	B	母子健康センター
12 未熟児養育医療給付事業	B	母子健康センター
13 未熟児訪問指導	A	母子健康センター
14 産後うつ病地域連携システム	F	母子健康センター
15 医療機関との連携	B	母子健康センター

②人材の育成

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 保健師等への各種研修	B	母子健康センター
2 家庭児童相談員への各種研修	B	こども課

(２) 小児医療体制の充実

①小児救急医療体制の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 小児救急医療体制の充実	B	健康づくり課
2 休日・夜間急患診療所運営事業	A	母子健康センター

②こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 こども医療費助成	A	こども課
2 ひとり親家庭等医療費支給	A	こども課

(3) 食育の推進

①妊娠期からの食育の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 ママパパ教室【再掲】	B	母子健康センター
2 乳幼児栄養指導	B	母子健康センター
3 離乳食教室【再掲】	B	母子健康センター

②食育の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 保育所入所児童の食育の推進	A	保育課
2 栄養教諭の配置	B	学校教育課
3 食育の推進	B	教育総務課

(4) 思春期保健対策の充実

①こどもの心と体の健康支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 学校保健事業	B	教育総務課

②地域保健と学校の連携による健康教育の実施

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 保健教育での指導の充実	B	教育総務課

③喫煙や薬物乱用に関する対策

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 喫煙を含めた健康教育の推進	B	教育総務課
2 薬物乱用防止教育の推進	B	学校教育課

基本目標3 次代を担うこどもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①確かな学力の向上

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	小学校・中学校の教育内容の充実	A	学校教育課
2	各教科主任会の充実	A	学校教育課
3	アシストの実施	F	学校教育課
4	くまなびスクール	A	学校教育課

②豊かな心と健やかな体の育成

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	A	学校教育課
2	非行問題行動防止のためのネットワークの充実	A	学校教育課
3	街頭補導活動	B	少年補導センター
4	学校保健事業【再掲】	B	教育総務課
5	学校保健会	B	教育総務課
6	共生社会推進のための交流教育の充実	A	教育研究所

③信頼される学校づくりの推進

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	外部評価等による信頼される学校づくり	A	学校教育課

④乳幼児教育の充実

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	幼稚園教育の充実	B	学校教育課
2	認定こども園における幼児教育の充実	B	保育課
3	私立幼稚園への支援	B	学校教育課
4	幼・保・小との連携	B B	保育課 学校教育課
5	保育所における幼児教育の充実	B	保育課
6	幼児教育・保育の質の向上	B	保育課

(2) 家庭教育への支援

①家庭教育に関する学習機会の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 家庭教育学級の充実	B	社会教育課

②こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 熊谷の子どもたちは、これができます！ 『4つの実践』と『3減運動』事業	A	学校教育課

(3) 地域の教育力の向上

①各種交流活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 地域交流の推進【再掲】	B	社会教育課
2 子育て応援団事業【再掲】	A	こども課

②文化・芸術活動の促進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 文化・芸術とふれあう機会の促進【再掲】	A B B B B	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

③読書活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 学校図書館の充実【再掲】	A	学校教育課
2 子ども読書活動推進事業【再掲】	A A	社会教育課 熊谷図書館
3 本とのふれあい事業【再掲】	A	社会教育課

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供【再掲】	B	スポーツタウン推進課
2 レクリエーション活動機会の提供【再掲】	A	こども課

⑤自然体験の機会づくりの推進

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	林間学校、海浜学校、 プラネタリウム学習投影事業の実施【再掲】	A	学校教育課
2	自然や科学に親しむ活動の推進【再掲】	B E E A	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館
3	環境学習活動の充実【再掲】	A	学校教育課
4	こどもエコクラブ活動に対する支援・協力 【再掲】	A	環境政策課

⑥ボランティア活動等の推進

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	福祉教育の推進	A	学校教育課

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

①こどもを取り巻く有害環境対策の推進

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	受動喫煙防止対策の推進	B	健康づくり課
2	環境浄化活動	A	少年補導センター
3	携帯フィルタリングの普及	A	学校教育課

基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

①住環境の支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 安心して子育てできる市営住宅の整備促進	C	営繕課
2 勤労者住宅資金貸付	B	企業活動支援課
3 三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業	B	長寿いきがい課

②安全・安心のまちづくりの推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 児童生徒の安全確保のための情報提供	A B	学校教育課 安心安全課
2 公園の整備促進	B	公園緑地課

(2) こどもの安全の確保

①交通安全を確保するための活動の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 通学路の安全対策の推進	A B	維持課 教育総務課
2 交通ルールとマナーの理解促進	B	安心安全課
3 交通安全教育の充実	B	学校教育課
4 チャイルドシートの普及啓発	B	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨(りっしょう)活動	B	安心安全課

②こどもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 「子ども110番の家」の設置の推進	B	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供【再掲】	A	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	A	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	B	安心安全課
5 普及・啓発の促進	B	安心安全課

(3) 経済的負担の軽減

①経済的負担の軽減

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 パパ・ママ応援ショップ事業	B	こども課
2 こども医療費助成【再掲】	A	こども課
3 児童手当制度の充実	B	こども課
4 保育所等保育料の軽減	A	保育課
5 学童保育料の減免	A	保育課
6 児童生徒就学援助事業	B	教育総務課
7 育英資金貸付事業	B	教育総務課
8 入学準備金貸付事業	B	教育総務課
9 不妊治療費助成事業	B	健康づくり課
10 早期不妊検査費助成事業	B	健康づくり課
11 不育症治療費等助成事業	B	健康づくり課
12 子育て応援自転車おでかけ事業	B	こども課
13 未熟児養育医療給付事業【再掲】	B	母子健康センター
14 妊婦健康診査事業【再掲】	B	母子健康センター
15 国民健康保険出産育児一時金の支給	A	保険年金課
16 国民年金保険料産前産後期間の免除	A	保険年金課
17 熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度	A	資産税課
18 おいでよ熊谷！新幹線らく賃通勤事業	A	企画課

(4) 職業生活と家庭生活との両立支援

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	A	男女共同参画室
2 男性セミナーの開催	A	男女共同参画室
3 育児・介護休業制度の普及・定着の促進	A B	男女共同参画室 企業活動支援課
4 子育て支援優良企業認定制度事業	B	こども課
5 再就職・再雇用の支援	B	企業活動支援課
6 雇用対策協議会	B	企業活動支援課
7 就職支援セミナーの開催	A	男女共同参画室
8 労働条件改善の促進	B	企業活動支援課

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 認定こども園の設置促進【再掲】	B	保 育 課
2 保育所施設の整備・充実【再掲】	B	保 育 課
3 地域型保育事業の実施【再掲】	B	保 育 課
4 延長保育事業【再掲】	B	保 育 課
5 休日保育事業【再掲】	B	保 育 課
6 障害児保育事業【再掲】	B	保 育 課
7 駅前保育ステーション事業【再掲】	B	保 育 課
8 放課後児童健全育成事業【再掲】	B	保 育 課
9 一時預かり事業（幼稚園）【再掲】	A A	保 育 課 教育総務課
10 病児保育事業【再掲】	A	保 育 課
11 病児等緊急サポート事業【再掲】	B	こども課

(5) こどもの権利擁護の推進

①子ども憲章の普及・啓発

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 子ども憲章の普及・啓発	B	こども課

②人権教育・人権保育の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 人権教育の充実	B	社会教育課
2 人権保育の推進	B	保育課
3 こどもの人権についての意識啓発	B	学校教育課

③相談体制の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 教育相談	C	教育研究所
2 不登校児童、生徒カウンセリング	B	教育研究所
3 学校適応指導教室	B	教育研究所
4 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	A	学校教育課

基本目標5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

①虐待の早期発見・予防対策の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 要保護児童対策地域協議会(要対協)の運営	B	こども課
2 周知・啓発の促進	B	こども課
3 乳幼児健診未受診者への訪問	B	母子健康センター
4 医療機関との連携【再掲】	B	母子健康センター
5 保育所での児童の見守り	B	保育課
6 こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	B	母子健康センター
7 養育支援訪問事業【再掲】	A	こども課
8 産後うつ病地域連携システム【再掲】	F	母子健康センター
9 実践講座「どならない子育てを学ぼう」	B	こども課

②相談体制の整備・充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 相談体制の整備・充実	B	こども課
2 子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	B A	母子健康センター こども課
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業【再掲】	B	母子健康センター
4 関係機関・課との連携	B	母子健康センター
5 児童保護相談の充実	B	こども課
6 ドメスティック・バイオレンス(DV)相談体制の充実	A	男女共同参画室

③心のケアが必要な家庭への支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 臨床心理士による相談	A B	男女共同参画室 こども課

④里親制度の啓発

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 里親制度の普及	B	こども課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

①ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 母子・父子家庭相談	A	こども課
2 児童扶養手当	A	こども課
3 遺児手当	A	こども課
4 ひとり親家庭等医療費支給【再掲】	A	こども課
5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	A	こども課
6 母子父子世帯向け市営住宅	A	営繕課
7 交通遺児就学支度金	B	こども課
8 母子家庭等自立支援事業	A	こども課
9 母子家庭への就業支援	A	こども課
10 DV被害者自立支援の充実	A	男女共同参画室
11 母子生活支援施設等入所支援事業	B	こども課

(3) 障害児施策の充実

①保育の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 障害児保育事業【再掲】	B	保育課

②居宅における障害児の養育支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 障害児生活サポート事業	B	障害福祉課
2 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	B	障害福祉課
3 児童短期入所（ショートステイ）	B	障害福祉課
4 児童発達支援	B	障害福祉課
5 放課後等デイサービス	B	障害福祉課

③障害児の療育の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 あかしあ育成園の療育内容の充実	B	保 育 課

④リハビリテーションの充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 機能訓練・保育の充実	B	保 育 課

⑤放課後等における居場所の確保

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	B	保 育 課
2 特別支援学校放課後児童クラブへの支援	E	保 育 課

⑥特別支援教育の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 特別支援教育の充実	B	教育 研 究 所
2 障害児のための学校の施設・設備の充実	A	教育 総 務 課
3 ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	B	教育 研 究 所
4 特別支援学級の整備推進	B	教育 研 究 所

⑦各種支援制度の充実

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 特別児童扶養手当等の充実	B	障害福祉課
2 重度心身障害児医療費助成	B	障害福祉課
3 補装具、生活用具の給付	B	障害福祉課
4 障害児福祉手当	B	障害福祉課
5 相談支援体制の充実	B	障害福祉課

(4) こどもの貧困対策の推進

①教育の支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 小学校・中学校の教育内容の充実【再掲】	A	学校教育課
2 くまなびスクール【再掲】	A	学校教育課
3 学校保健事業【再掲】	B	教育総務課
4 幼稚園教育の充実【再掲】	B	学校教育課
5 私立幼稚園への支援【再掲】	B	学校教育課
6 家庭教育学級の充実【再掲】	B	社会教育課
7 熊谷の子どもたちは、これができます！ 『4つの実践』と『3減運動』事業【再掲】	A	学校教育課
8 地域交流の推進【再掲】	B	社会教育課
9 学校図書館の充実【再掲】	A	学校教育課
10 本とのふれあい事業【再掲】	A	社会教育課
11 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供【再掲】	B	スポーツタウン推進課
12 林間学校、海浜学校、 プラネタリウム学習投影事業の実施【再掲】	A	学校教育課
13 自然や科学に親しむ活動の推進【再掲】	B E E A	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館
14 栄養教諭の配置【再掲】	B	学校教育課
15 食育の推進【再掲】	B	教育総務課
16 学校保健会【再掲】	B	教育総務課
17 保健教育での指導の充実【再掲】	B	教育総務課
18 喫煙を含めた健康教育の推進【再掲】	B	教育総務課
19 児童生徒就学援助事業【再掲】	B	教育総務課
20 育英資金貸付事業【再掲】	B	教育総務課
21 入学準備金貸付事業【再掲】	B	教育総務課
22 人権教育の充実【再掲】	B	社会教育課
23 こどもの人権についての意識啓発【再掲】	B	学校教育課
24 教育相談【再掲】	C	教育研究所
25 不登校児童・生徒カウンセリング【再掲】	B	教育研究所
26 学校適応指導教室【再掲】	B	教育研究所

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
27	いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実【再掲】	A	学校教育課
28	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付【再掲】	A	こども課
29	交通遺児就学支度金【再掲】	B	こども課

②生活の安定に資するための支援

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	児童相談事業【再掲】	B	こども課
2	育児相談・運動相談【再掲】	B	母子健康センター
3	乳幼児及び妊産婦電話相談事業【再掲】	B	母子健康センター
4	子育て情報の収集・提供の充実【再掲】	A	こども課
5	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援【再掲】	A B	こども課 福祉総務課
6	訪問指導事業【再掲】	B	母子健康センター
7	子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	B A	母子健康センター こども課
8	地域子育て支援拠点における利用者支援事業【再掲】	A	こども課
9	産後ケア事業【再掲】	B	母子健康センター
10	マタニティキーホルダー配付事業【再掲】	A	母子健康センター
11	妊婦健康診査事業【再掲】	B	母子健康センター
12	乳児健康診査【再掲】	B	母子健康センター
13	1歳6か月児・3歳児健康診査【再掲】	B	母子健康センター
14	こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	B	母子健康センター
15	ママパパ教室【再掲】	B	母子健康センター
16	発達支援事業(すくすくスクール等)【再掲】	B	母子健康センター
17	未熟児訪問指導【再掲】	A	母子健康センター
18	乳幼児栄養指導【再掲】	B	母子健康センター
19	DV被害者自立支援の充実【再掲】	A	男女共同参画室
20	保育所入所児童の食育の推進【再掲】	A	保育課
21	離乳食教室【再掲】	B	母子健康センター
22	ブックスタート事業【再掲】	C	母子健康センター
23	通学路の安全対策の推進【再掲】	B	教育総務課

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
24 母子・父子家庭相談【再掲】	A	こども課
25 母子父子世帯向け市営住宅【再掲】	A	営繕課
26 放課後子供教室の推進【再掲】	B	社会教育課
27 要保護児童対策地域協議会(要対協)の運営【再掲】	B	こども課
28 保育所での児童の見守り【再掲】	B	保育課
29 母子生活支援施設等入所支援事業【再掲】	B	こども課
30 障害児生活サポート事業【再掲】	B	障害福祉課
31 児童居宅介護(ホームヘルプサービス)【再掲】	B	障害福祉課
32 児童短期入所(ショートステイ)【再掲】	B	障害福祉課
33 児童発達支援【再掲】	B	障害福祉課
34 放課後等デイサービス【再掲】	B	障害福祉課
35 子ども食堂の普及啓発【再掲】	A	こども課
36 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発【再掲】	A	こども課
37 生活困窮者自立支援事業	B	福祉総務課
38 生活保護事業	B	生活福祉課

③就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労の支援

事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1 男女共同参画の啓発推進【再掲】	A	男女共同参画室
2 子育て支援優良企業認定制度事業【再掲】	B	こども課
3 就職支援セミナーの開催【再掲】	A	男女共同参画室
4 母子家庭等自立支援事業【再掲】	A	こども課
5 母子家庭への就業支援【再掲】	A	こども課
6 生活困窮者自立支援事業【再掲】	B	福祉総務課
7 生活保護事業【再掲】	B	生活福祉課

④経済的支援

	事業名	達成状況(総合評価)	担当課
1	こども医療費助成【再掲】	A	こども課
2	ひとり親家庭等医療費支給【再掲】	A	こども課
3	パパ・ママ応援ショップ事業【再掲】	B	こども課
4	児童手当制度の充実【再掲】	B	こども課
5	保育所等保育料の軽減【再掲】	A	保育課
6	学童保育料の減免【再掲】	A	保育課
7	児童生徒就学援助事業【再掲】	B	教育総務課
8	育英資金貸付事業【再掲】	B	教育総務課
9	入学準備金貸付事業【再掲】	B	教育総務課
10	不妊治療費助成事業【再掲】	B	健康づくり課
11	子育て応援自転車おでかけ事業【再掲】	B	こども課
12	未熟児養育医療給付事業【再掲】	B	母子健康センター
13	妊婦健康診査事業【再掲】	B	母子健康センター
14	産後ケア事業【再掲】	B	母子健康センター
15	児童扶養手当【再掲】	A	こども課
16	遺児手当【再掲】	A	こども課
17	特別児童扶養手当等の充実【再掲】	B	障害福祉課
18	重度心身障害児医療費助成【再掲】	B	障害福祉課
19	補装具、生活用具の給付【再掲】	B	障害福祉課
20	障害児福祉手当【再掲】	B	障害福祉課
21	生活困窮者自立支援事業【再掲】	B	福祉総務課
22	生活保護事業【再掲】	B	生活福祉課

2 アンケート調査結果

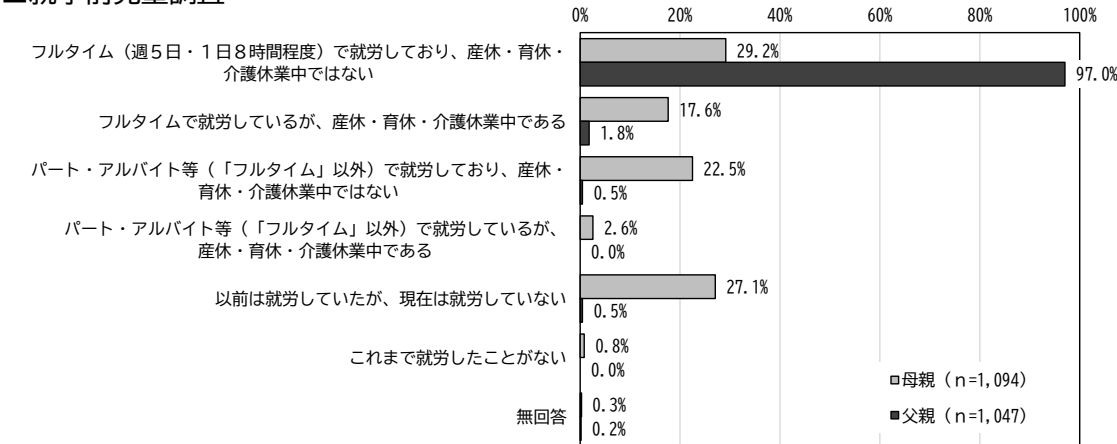
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）

①保護者の就労状況について（就学前児童調査・5歳以上児童調査）

就学前児童調査では、母親の就労状況は「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.2%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.5%となっています。

父親の就労状況は、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が9割を超えています。

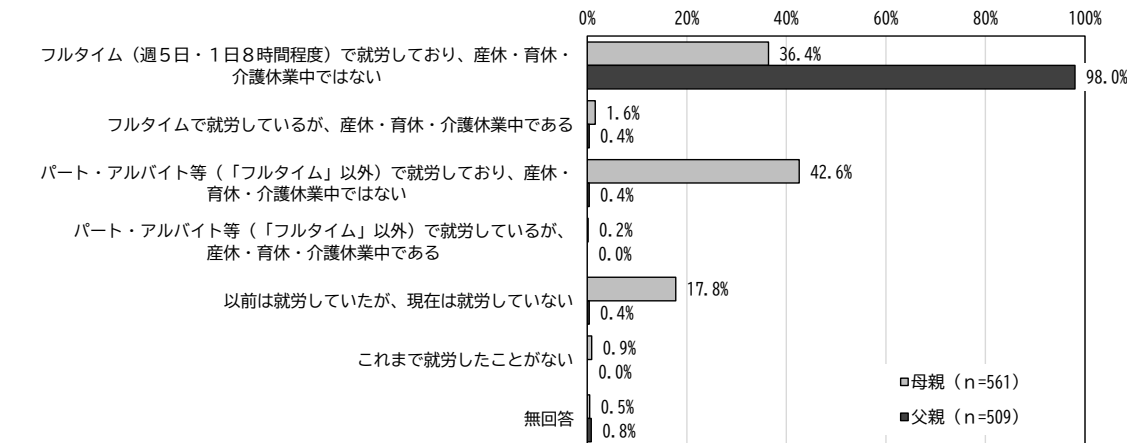
■就学前児童調査



5歳以上児童調査では、母親の就労状況は「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.6%となっており、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.4%となっています。

また、父親の就労状況は、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が就学前児童調査と同じく9割を超えています。

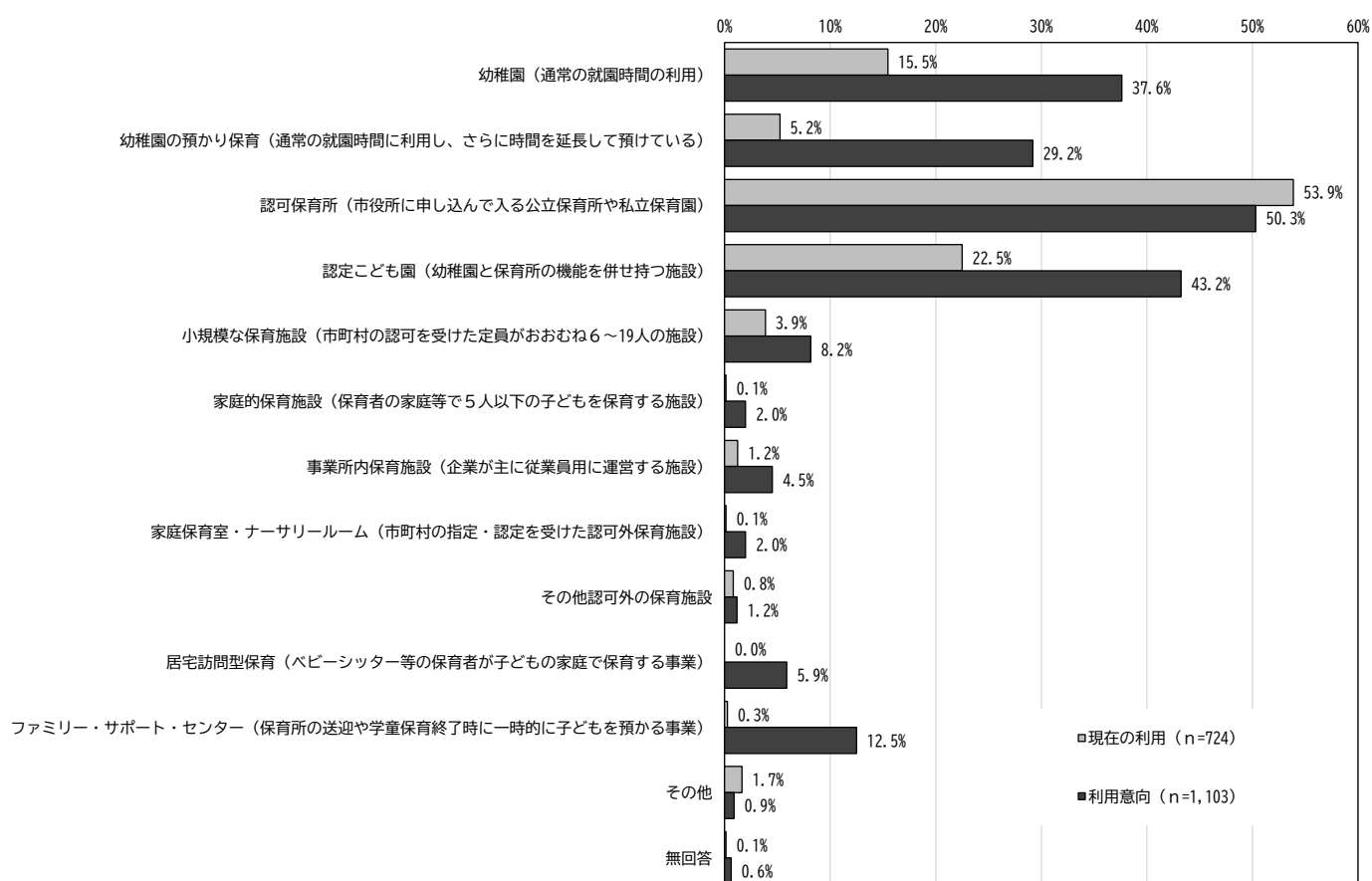
■5歳以上児童調査



②教育・保育の利用状況と利用意向について（就学前児童調査）

現在の教育・保育の利用状況は「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」が 53.9%と最も多く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が 22.5%となっています。

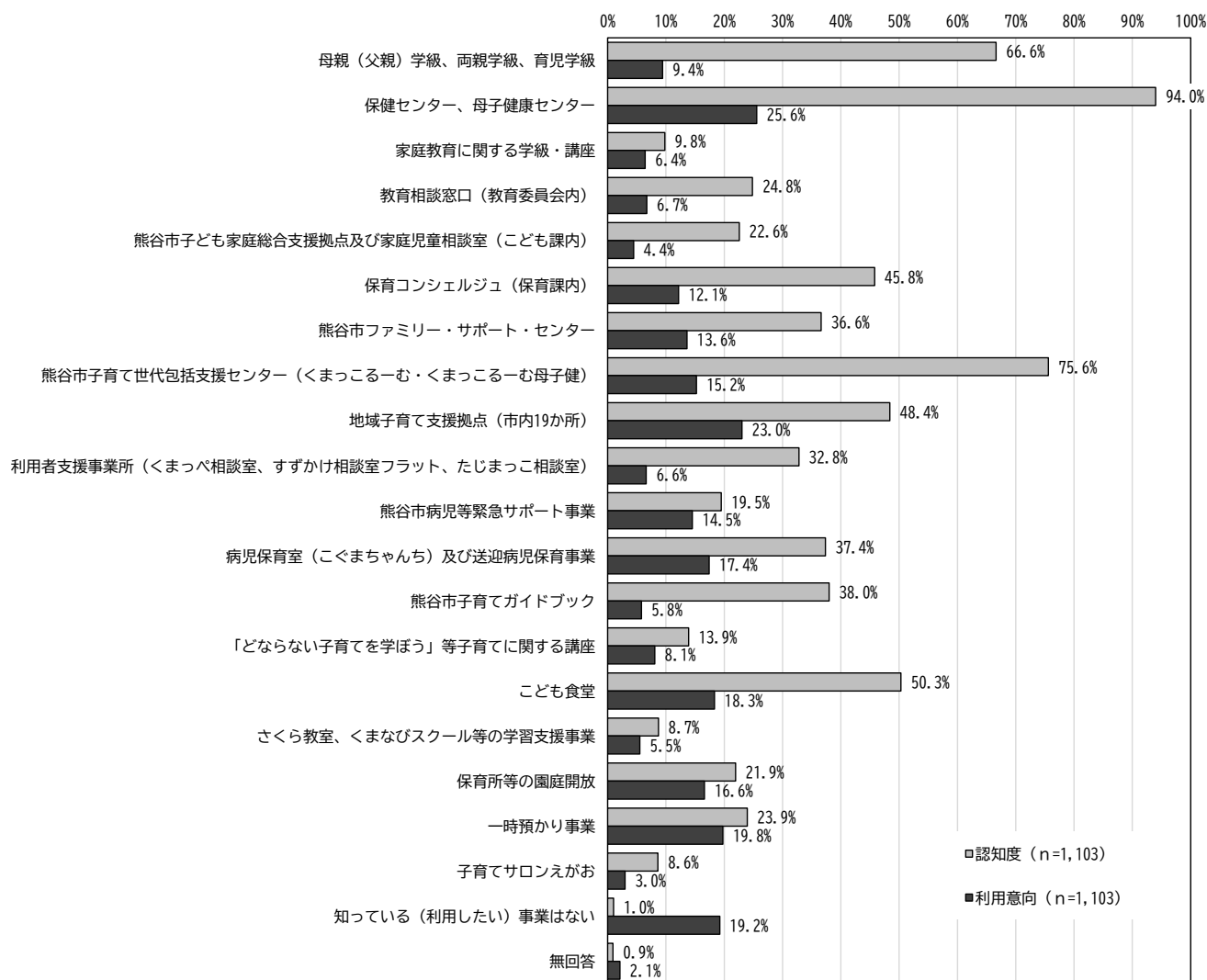
利用意向では、「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」が 50.3%と最も多く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が 43.2%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 37.6%となっています。



③市で実施している事業の認知度と利用意向について（就学前児童調査）

子育て支援事業の認知度について、「保健センター、母子健康センター」が 94.0%と最も多く、次いで「熊谷市子育て世代包括支援センター（くまっこるーむ・くまっこるーむ母子健）」が 75.6%、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が 66.6%となっています。

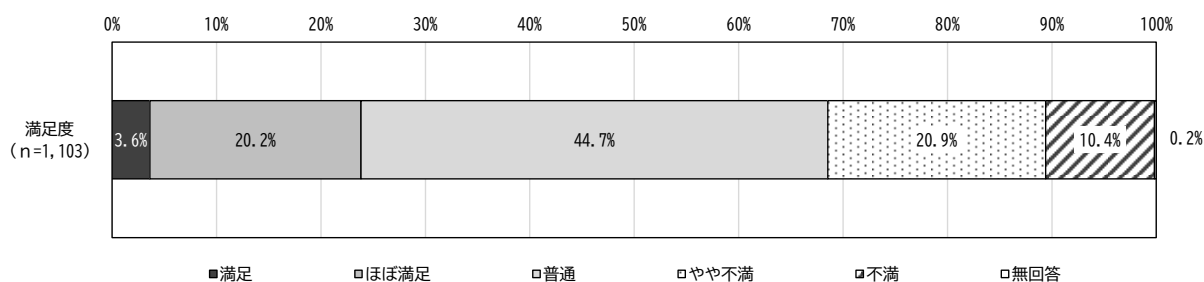
子育て支援事業の利用意向について、「保健センター、母子健康センター」が25.6%と最も多く、次いで「地域子育て支援拠点（市内19か所）」が23.0%となっている一方で、「利用したい事業はない」が19.2%となっています。



④本市における子育て環境や支援への満足度について（就学前児童調査・5歳以上児童調査）

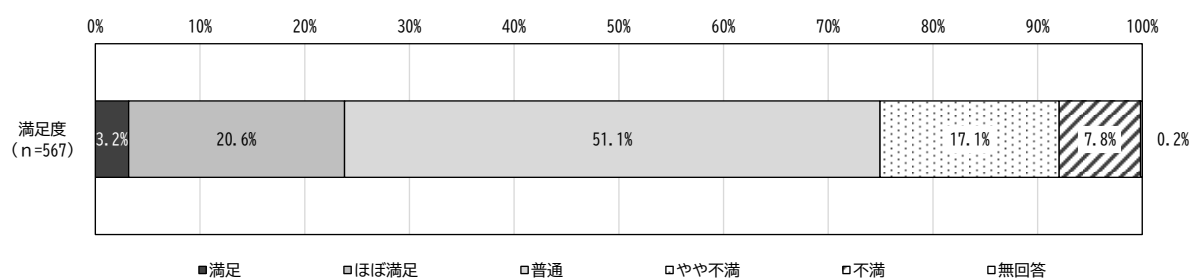
就学前児童調査では、子育て環境や支援への満足度は「普通」が44.7%と最も多く、次いで「やや不満」が20.9%、「ほぼ満足」が20.2%となっています。

■就学前児童調査



5歳以上児童調査では、子育て環境や支援への満足度は「普通」が51.1%と最も多く、次いで「ほぼ満足」が20.6%、「やや不満」が17.1%となっており、どの項目も就学前児童調査とほぼ同じ割合となっています。

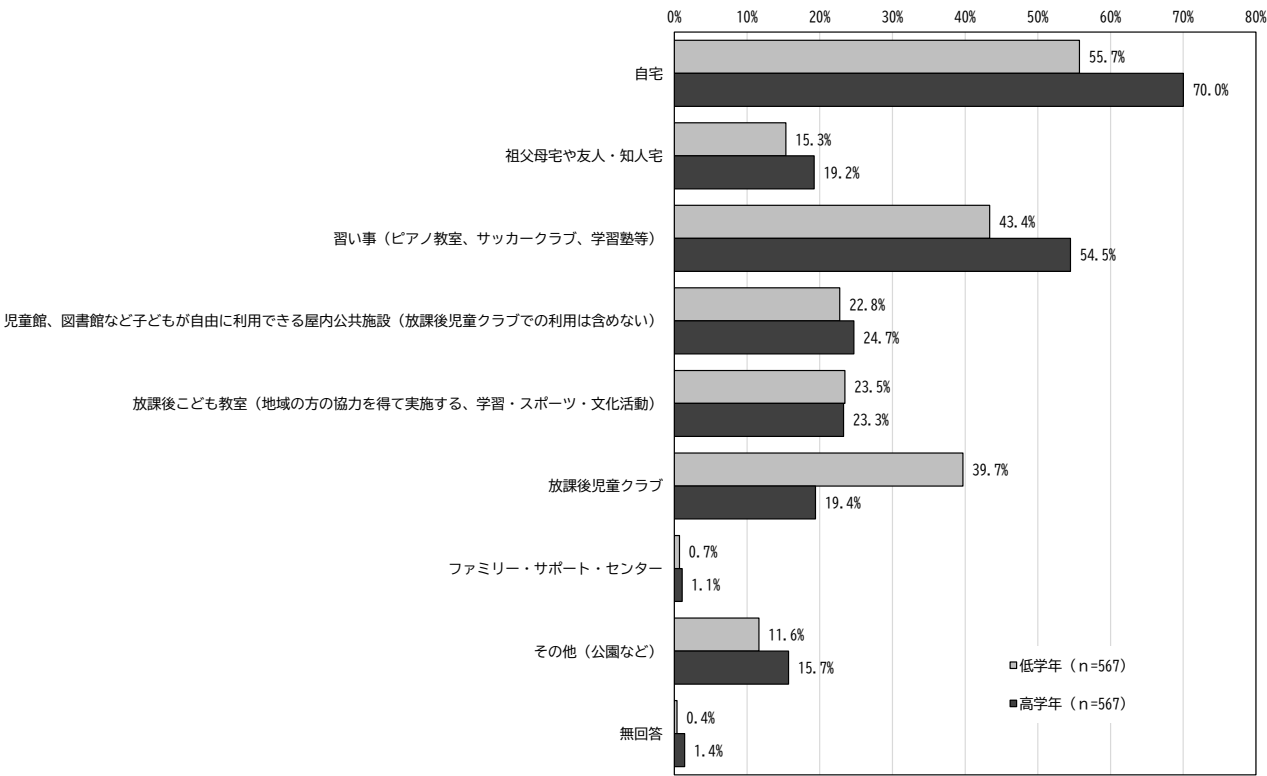
■5歳以上児童調査



⑤放課後の過ごし方の希望について（５歳以上児童調査）

小学生の放課後の過ごし方について、低学年（１～３年生）は「自宅」が 55.7%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が 43.4%、「放課後児童クラブ」が 39.7%となっています。

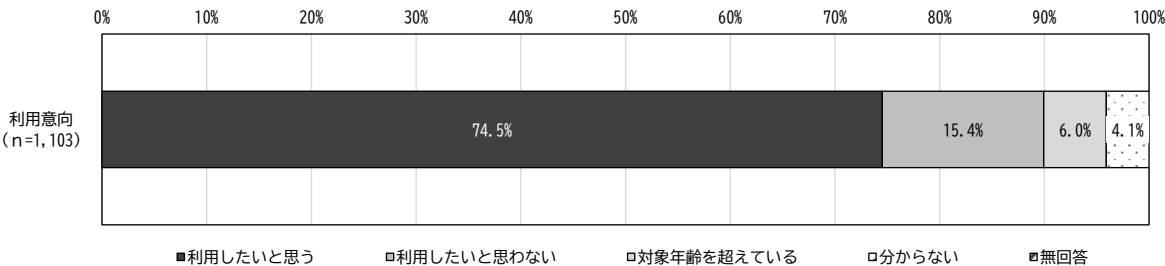
高学年（４～６年生）は「自宅」が 70.0%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が 54.5%、「児童館、図書館などこどもが自由に利用できる屋内公共施設（放課後児童クラブでの利用は含めない）」が 24.7%となっています。



⑥「こども誰でも通園制度」について（就学前児童調査）

「こども誰でも通園制度」の利用意向について、「利用したいと思う」が 74.5%と最も多くなっています。

一方で、「利用したいと思わない」が 15.4%となっています。



(2) 埼玉県子供の生活に関する調査結果（抜粋）

①埼玉県子供の生活に関する調査結果の概要

(ア) 調査の目的

埼玉県内の子供の生活状況を調査し、都道府県子どもの貧困計画（埼玉県子育て応援行動計画に位置付け）の見直しに反映する。子育ての実態、子供の生活、行政サービスの利用状況などを把握し、今後の子供の福祉向上に役立てることを目的とする。

(イ) 調査対象

- ・公立小学校第5学年児童とその保護者（対象 17 校）
- ・公立中学校第2学年生徒とその保護者（対象 12 校）

(ウ) 調査方法

小学校・中学校経由でアンケート票を配布・回収

(エ) 調査対象地域

川口市（南部地域）、新座市（南西部地域）、松伏町（東部地域）、桶川市（県央地域）、嵐山町（川越比企地域）、飯能市（西部地域）、久喜市（利根地域）、熊谷市（北部地域）、小鹿野町（秩父地域）

(オ) 調査期間

令和5年7月12日（水）～ 令和5年7月31日（月）

(カ) 回収率

【全体】		配布件数	有効回収件数	有効回収率
小学5年生	児童	1,004 件	899 件	89.5%
	保護者	1,004 件	757 件	75.4%
中学2年生	生徒	1,227 件	855 件	69.7%
	保護者	1,227 件	698 件	56.9%

【熊谷市】		配布件数	有効回収件数	有効回収率
小学5年生	児童	123 件	80 件	65.0%
	保護者	123 件	85 件	69.1%
中学2年生	生徒	189 件	123 件	65.1%
	保護者	189 件	121 件	64.0%

【等価世帯収入を軸とした分析（熊谷市独自）】

埼玉県調査結果のうち熊谷市分を、世帯の年間収入について、「子供と同居し、生計を統一にしている家族の人数」を踏まえ、下記のような処理をし、「等価世帯収入」の水準による分類を行った。

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）

○上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

生活状況を「中央値以上」「中央値の1/2以上中央値未満」「中央値の1/2未満」と分類し、分析を行った。

※等価世帯収入の中央値：290.69万円、等価世帯収入の中央値の1/2：145.35万円

※「年間収入」又は「子供と同居し、生計を同一にしている家族の人数」を無回答としたものは分析に含まれない。

②保護者アンケート結果について

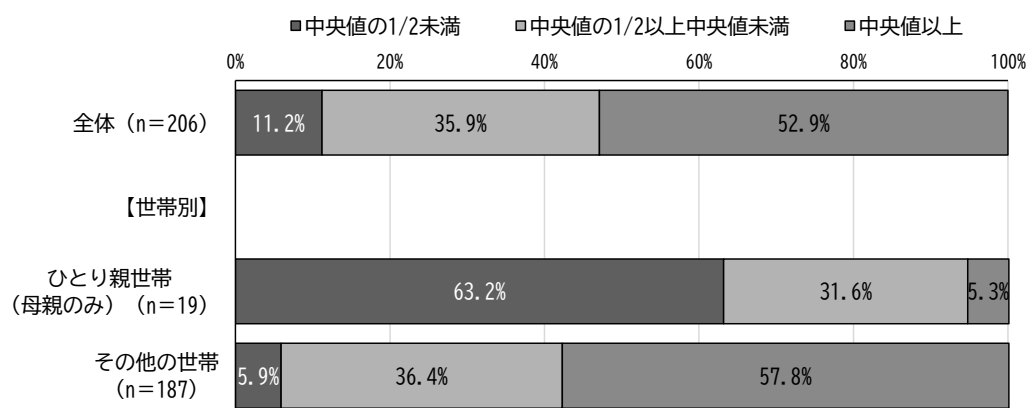
【生活状況別の割合と暮らしの状況】

「中央値の 1/2 未満」の割合は、全体の 11.2%になっている。

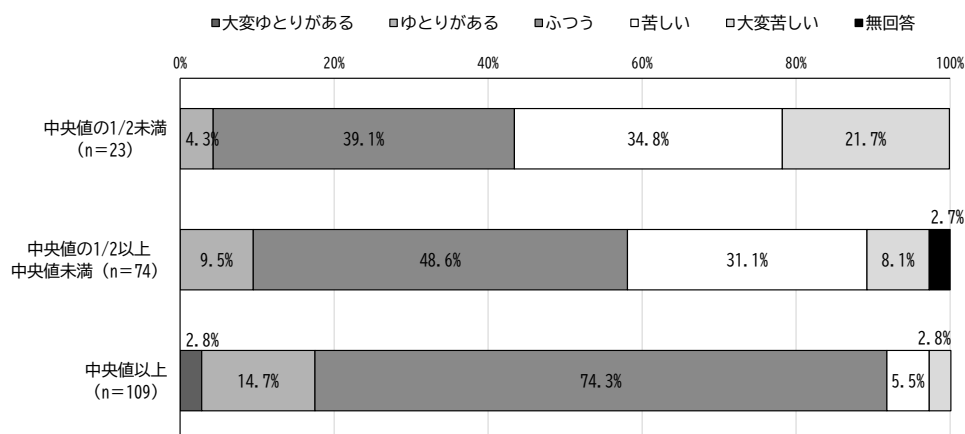
世帯別の割合では、「ひとり親世帯（母親のみ）」での割合が高く、63.2%となっている。

暮らしの状況については、「中央値の 1/2 未満」の世帯が「生活が苦しい」と感じている割合が高くなっている。

《生活状況別の割合》

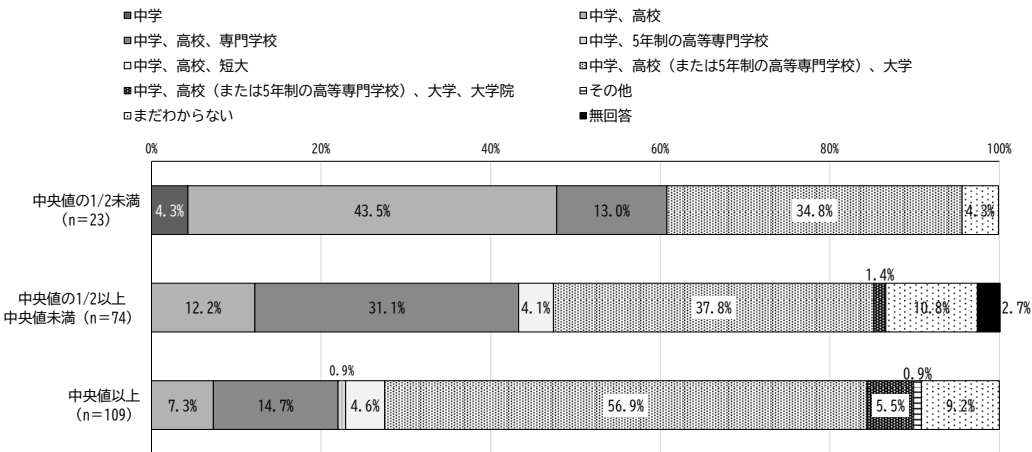


《暮らしの状況》



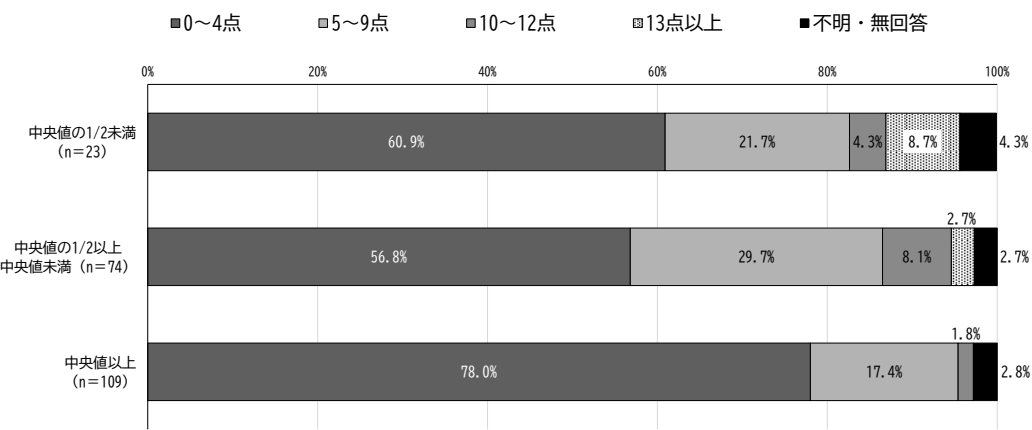
【進学の見通し】

「中央値の1/2未満」では、「中学」「中学、高校」の占める割合が、47.8%と約半数を占めており、大学以上への進学の見通しの割合が低くなっている。



【精神状態】

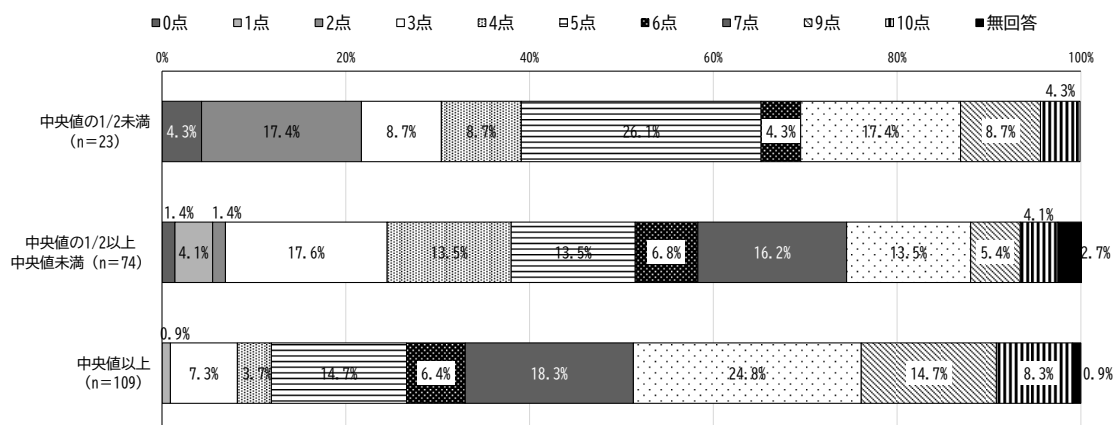
保護者の心理的な状態を把握するため、「K6※」と呼ばれる指標を設定した。スコアが高くなるほど抑うつ状態が強いことを示しており、等価世帯収入が低いほどスコアが高くなっている。



※「K6」とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標のことです。

【生活満足度】

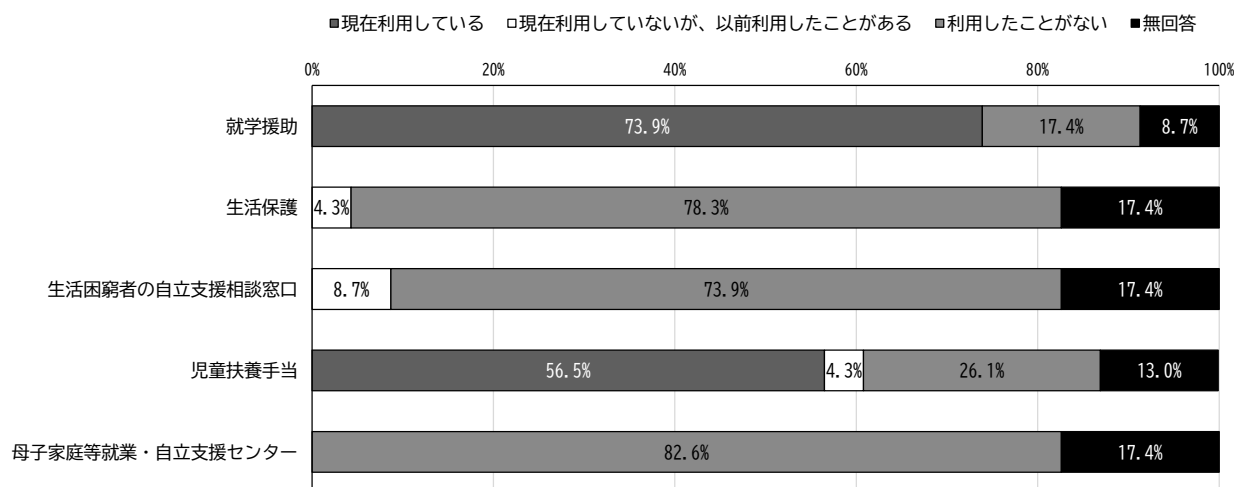
回答者の生活満足度の平均（無回答を除く。）は、「中央値の 1/2 未満」が約 5.1 点、「中央値の 1/2 以上中央値未満」が約 5.3 点、「中央値以上」が、約 6.9 点となり、「中央値の 1/2 未満」が低くなっている。



【支援の利用状況】

「中央値の 1/2 未満」では、「就学援助」と「児童扶養手当」の利用が多くなっている。

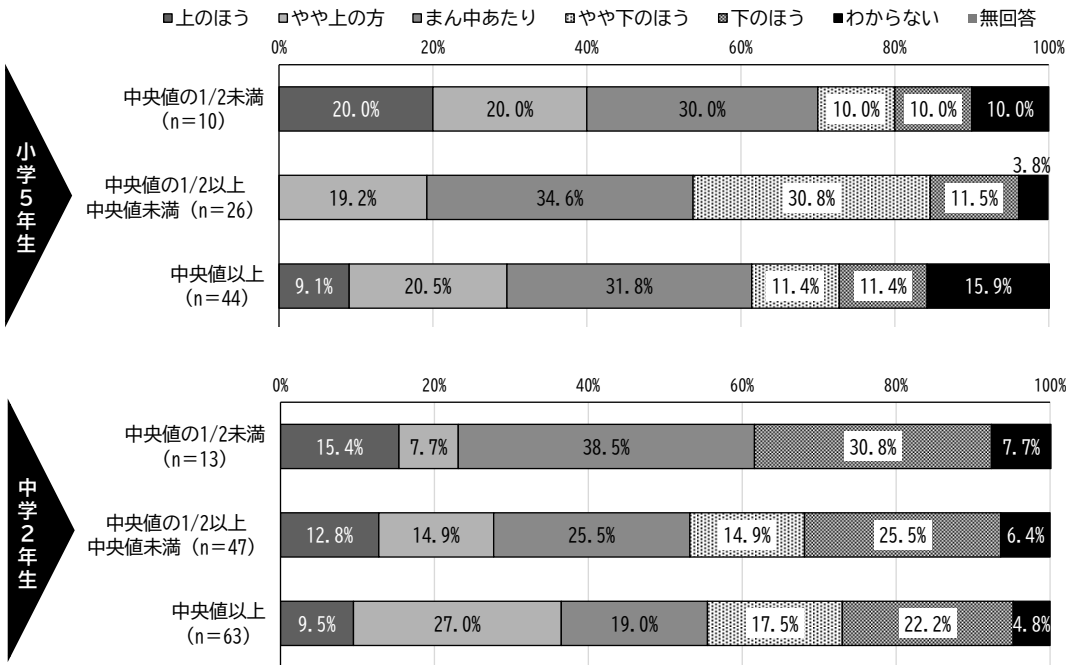
≪中央値の 1/2 未満 (n=23)≫



③子供アンケート結果について

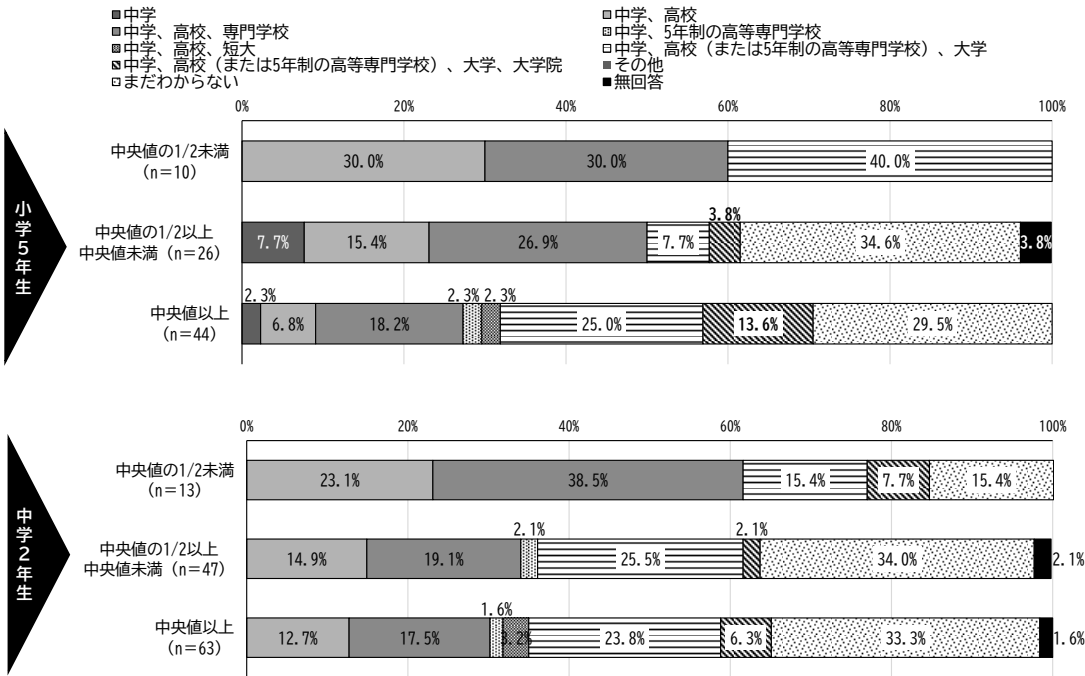
【子供の学習状況】

中学2年生では、等価世帯収入に関わらず3割程度の生徒が成績は「下の方」「やや下の方」と感じている。



【子供の進路状況】

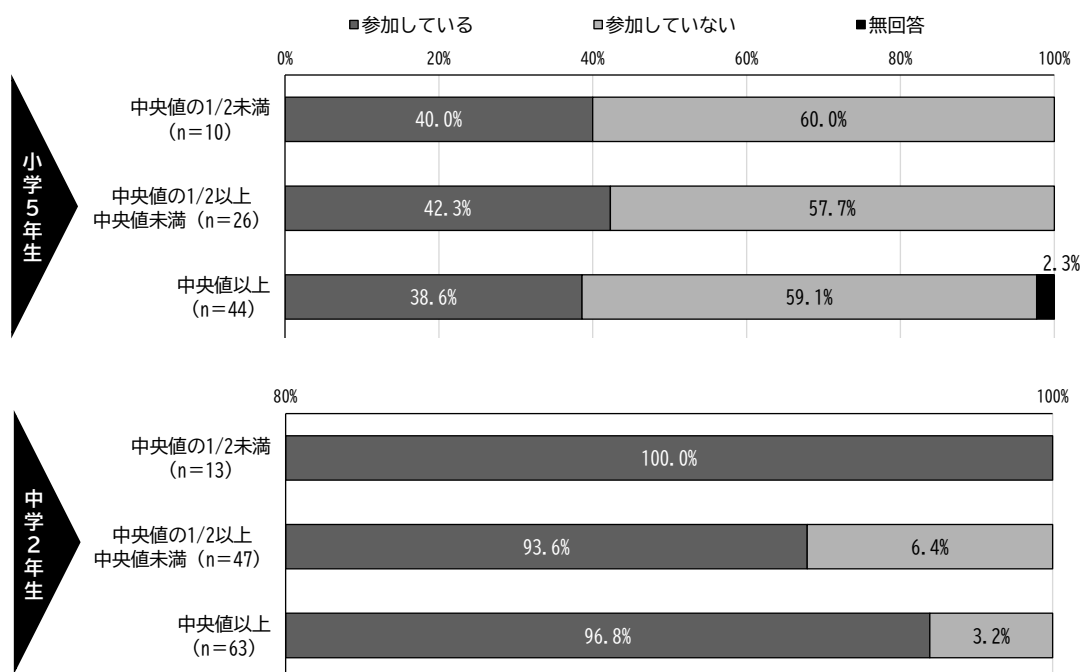
中学2年生では、等価世帯収入が高くなるほど大学及び大学院への進学を希望する傾向にある。



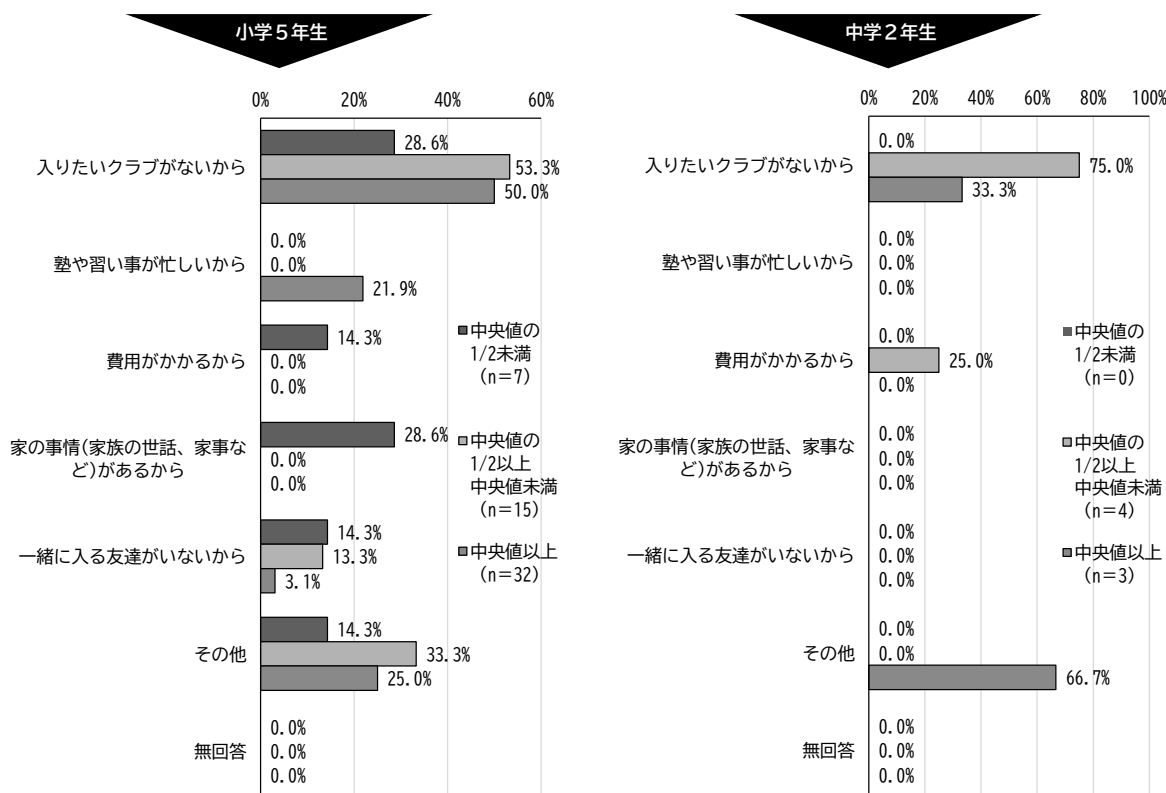
【部活動等への参加状況】

小学5年生では、等価世帯収入に関わらず約6割の児童が部活動等に「参加していない」となっている。参加しない理由として、「中央値の1/2未満」では「入りたいクラブがないから」「一緒に入る友達がいないから」「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」「費用がかかるから」を挙げている。

中学2年生では、等価世帯収入に関わらず、部活動に積極的に参加している。



《参加していない理由》

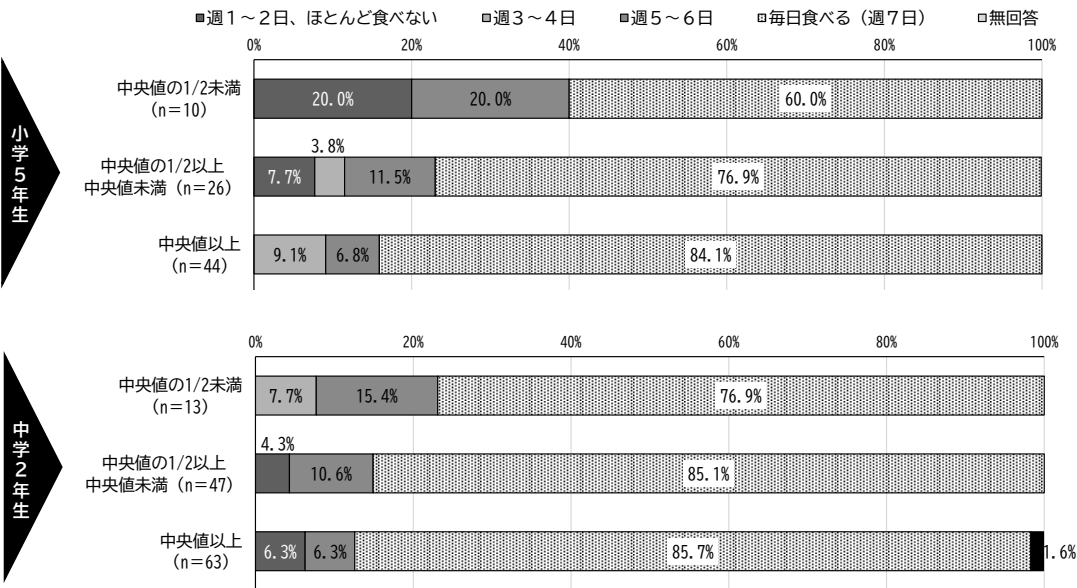


【食事の頻度や就寝時間の規則性】

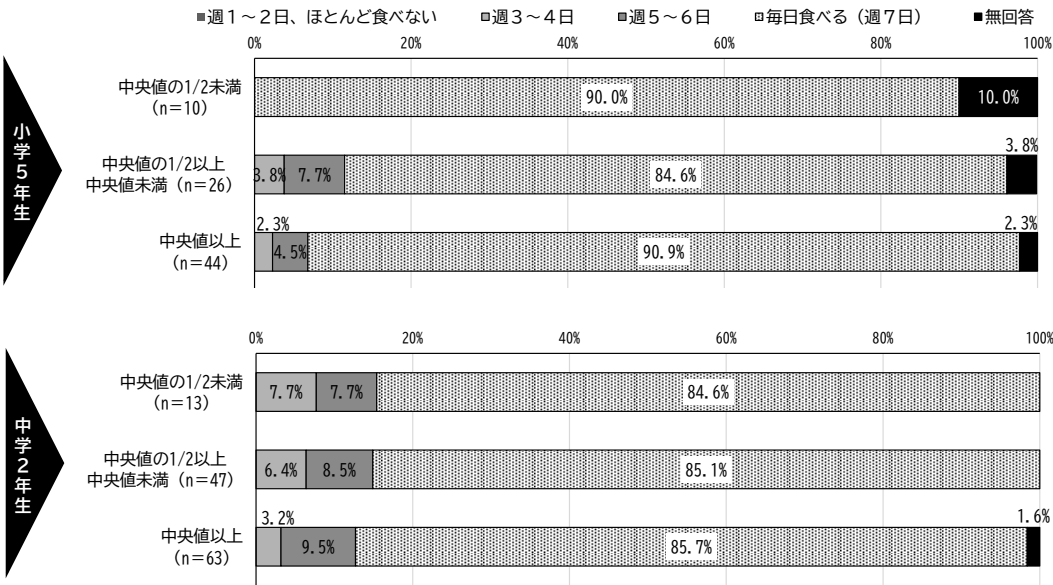
朝食は、等価世帯収入が高くなるほど毎日食べる割合が高い傾向にある。

夏休みや冬休みなどの期間の昼食は、等価世帯収入に関わらず8割以上の児童、生徒が毎日食べている。

《朝食》

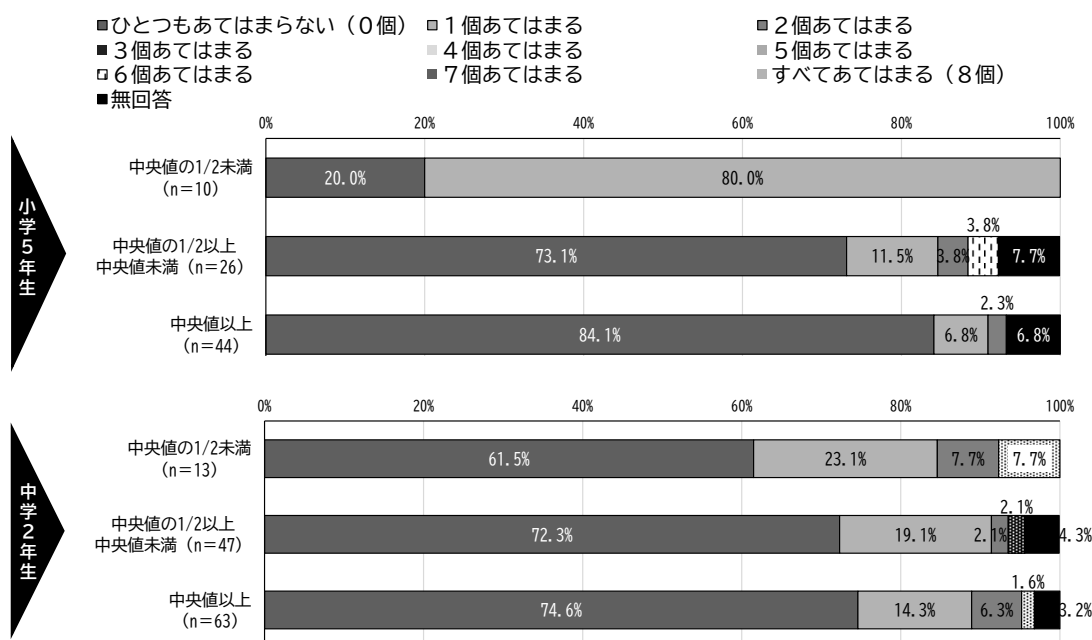


《夏休みや冬休みなどの期間の昼食》



【逆境経験】

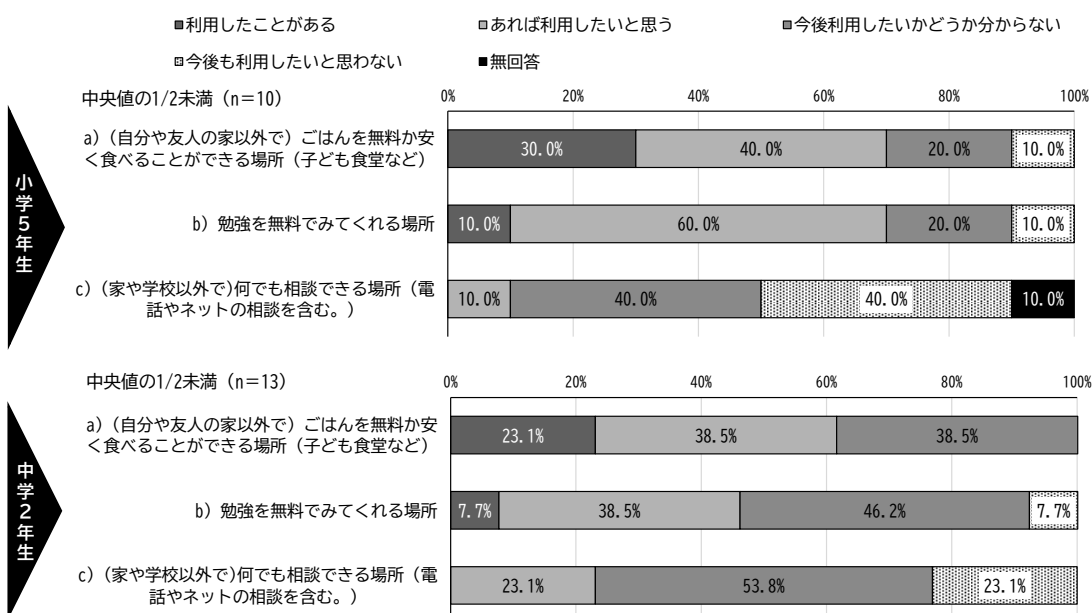
小学5年生、中学2年生ともに、等価世帯収入が低いほど逆境経験にあてはまる割合が高くなっている。



【支援の利用状況】

「中央値の1/2未満」の各支援において、小学5年生では、「a) (自分や友人の家以外で) ごはんを無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など)」と「b) 勉強を無料でみてくれる場所」の利用経験及び利用希望が7割と高くなっている。

中学2年生では、「a) (自分や友人の家以外で) ごはんを無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など)」の利用経験及び利用希望が約6割、「b) 勉強を無料でみてくれる場所」の利用経験及び利用希望が約5割となっている。



3 計画策定の過程

年 月 日	内 容・課 題
令和5年7月27日	令和5年度 第1回熊谷市児童福祉審議会 (議題) (1)「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について (2)「少子化対策・子育て支援」 講師：埼玉県少子政策課職員
令和5年11月9日	令和5年度 第2回熊谷市児童福祉審議会 (議題) (1)第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について (2)ヤングケアラーに関する調査について (3)認定こども園の新設に伴う利用定員について (4)小規模保育事業所の認可について
令和6年1月19日	令和5年度 第3回熊谷市児童福祉審議会(書面開催) (議題) 第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票(案)について
令和6年2月20日	令和5年度 第4回熊谷市児童福祉審議会 (議題) (1)第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票について (2)ヤングケアラーに関する調査結果について
令和6年2月28日 ～令和6年3月15日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6年7月25日	令和6年度 第1回熊谷市児童福祉審議会 (議題) (1)「第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について (2)「第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」について (3)「小学生の生活に関するアンケート調査」及び「中学生の生活に関するアンケート調査」に係る面談希望者への対応について(報告)
令和6年11月13日	令和6年度 第2回熊谷市児童福祉審議会 (議題) 第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和6年12月20日 ～令和7年1月20日	パブリック・コメントの実施
令和7年2月19日	令和6年度 第3回熊谷市児童福祉審議会 (議題) (1)第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリック・コメントの実施結果について (2)子育て支援・保健拠点施設の愛称について

4 熊谷市児童福祉審議会条例

平成17年10月1日 条例第134号

改正

平成25年6月28日条例第25号

令和5年3月31日条例第20号

熊谷市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、熊谷市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 母子の福祉に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 熊谷市議会議員
- (2) 児童福祉に関する団体又は機関を代表する者
- (3) 児童福祉に関し学識経験を有する者

(臨時委員)

第4条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該臨時委員に係わる審議が終了したときに解任されるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと

又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、こども課において所掌する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第20号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 熊谷市児童福祉審議会委員名簿

【任期：令和5年11月9日～令和7年11月8日】

区分		所属機関等	氏名	職名等
1	市議会議員	市民福祉常任委員会	江田 大助	委員
2	児童福祉に関する団体又は機関の代表者	熊谷市私立保育園園長会	○飯塚 香織	会長 (籠原のこキッズ保育園園長)
3		熊谷市私立幼稚園協会	服部 充	会長 (ピノキオ幼稚園理事長)
4		熊谷市立小学校校長会	爪川 由美子	熊谷市立成田星宮小学校校長
5		熊谷市民生委員児童委員協議会	大島 尚美	熊谷市主任児童委員会委員長
6		熊谷商工会議所	大石 聡一	議員
7		「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	新井 晃一	事務局長 (秩父鉄道労組・執行委員長)
8		熊谷市PTA連合会	森 梓	副会長(太田小学校 PTA 会長)
9		熊谷市私立保育園保護者会	町田 真美	会長 (籠原若竹連合後援会会長)
10		熊谷市地域子育て支援拠点連絡会「くまっしえ」	茂木 孝子	会長 (ほしのみや保育園施設長)
11		埼玉県熊谷児童相談所	岡田 真彦	所長
12		埼玉県熊谷保健所	小泉 優理	副所長
13	学識経験を有する者	立正大学	◎大 竹 智	社会福祉学部 子ども教育福祉学科教授
14		熊谷市医師会	森 庸 祐	理事 (森医院こどもクリニック院長)

◎会長 ○副会長 (敬称略)

6 用語集

【 あ行 】

1号認定

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

一時預かり

保護者の断続的又は短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭でこどもの保育が困難な場合に、保育園、幼稚園、認定こども園等で一時的にこどもを預かること。

M字カーブ

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

延長保育

就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行うこと。

【 か行 】

家庭的保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他の場所において、利用定員5人（補助者ありの場合）以下の保育を行う事業。

居宅訪問型保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを生むと仮定したときのこども数に相当する。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。

子育て世代包括支援センター（くまっこるーむ・くまっこるーむ母子健）

助産師の資格をもった「母子保健コーディネーター」や保育士等の資格をもった「子育て支援コーディネーター」が常駐し、母子健康手帳の交付や全ての妊産婦から子育て世帯までの様々な相談等ができる機関。令和6年4月から「こども家庭センター」となった。

こども家庭センター

従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。

子ども・子育て支援法

こども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長し、こどもを持つことを希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

こどもの貧困

相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

K6

うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標。

【さ行】

里親制度

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもなどに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。家庭での生活を通じて、こどもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもの健全な育成を図る制度。

3号認定

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

事業所内保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、企業が主として従業員の児童の保育を行う事業。

児童虐待

親等保護者が子どもに対して行う、子どもの健やかな成長を阻害する不適切な行為。「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4つに分類される。

児童相談所

こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又は子どもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関のこと。

児童手当

高校生年代（18歳を迎えてから最初の年度末）までの児童を監護し、生計を同じく（又は維持）している場合に、その養育者に対して支給される手当。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、一定の条件のもとでその母（父）又は養育者に対し支給される手当。原則として、対象となる児童が18歳を迎えてから最初の年度末まで支給される。

児童養護施設

児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

施設型給付

幼稚園、認定こども園、保育所の運営に要する費用を市が支給すること。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

小規模保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、6人以上19人以下の保育を行う事業。

青少年健全育成活動

青少年の健全育成として、青少年の体験活動、子どもの読書活動、青少年を取り巻く有害環境対策、主権者教育に取り組む活動。本市には、熊谷市青少年健全育成市民会議、熊谷市子ども会育成連絡協議会（熊子連）、熊谷市青少年相談員協議会等の団体があり、社会的活動やスポーツ・レクリエーション活動を行っている。

【 た行 】

待機児童

保育所入所申込みをしているが、入所できない児童（保留児童）のうち、保護者が求職活動休止中の場合や、特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた児童。

地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

地域型保育事業

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の14事業。

①利用者支援事業 ②時間外保育（延長保育）事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業 ⑨子どもを守るネットワーク機能強化事業 ⑩地域子育て支援拠点事業 ⑪一時預かり事業 ⑫病児保育事業 ⑬子育て援助活動支援事業 ⑭妊婦健康診査

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給対象である幼稚園、認定こども園、保育所。

特定地域型保育事業

市町村による認可・確認を受け地域型保育給付（地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営に要する費用を市が支給すること。）の対象となった事業。

特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当。

等価世帯収入

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。

【 な行 】

2号認定

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

認可外保育施設

都道府県知事などの認可を受けていない保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のこと。

認定区分

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するにあたり市町村から認定を受ける以下の3区分のこと。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保護者が働いている・いないにかかわらず利用でき、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

【 は行 】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害。

ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）家庭のこと。

ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助に協力できる人（援助会員）」がそれぞれセンターに会員登録し、必要な時に会員同士で子育ての援助活層（有償）を行う事業。

不育症

妊娠はするものの流産や死産を繰り返して、生児を得ることができない状態のこと。

ペアレントトレーニング

行動理論に基づいて子どもの行動を理解し、ほめ方や指示の出し方などの養育スキルを学ぶプログラムのこと。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設。

母子生活支援施設

児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【 ま行 】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。

【 や行 】

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から始まった、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用料が無料になること。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。平成23年7月1日現在、1,619市町村（東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。）で既に設置されている（設置率99.5%、要保護児童対策地域協議会に準ずる機関も含む。）。

【 ら行 】

療育

障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。本計画では、「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とした。

レスパイトケア

介護者が一時的に介護から離れてリフレッシュや休息をとるケアのこと。

労働力率

生産年齢人口に占める労働力人口の比率。

【 わ行 】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行：熊谷市

編 集：熊谷市福祉部こども課

住 所：〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

T E L：048-577-8480（直通）

F A X：048-521-0520



いまこそスツル
RUGBY TOWN KUMAGAYA